第１回　鉄道分野特定技能協議会

議事次第

日時：令和６年９月２７日（金）１０時００分～
会場：２号館国土交通省第２会議室Ａ・Ｂ（リモート併用）

１　開会

２　議事

（１）鉄道分野特定技能協議会の設置

（２）鉄道分野における特定技能外国人の受入れ

（３）協議会への加入等の手続き

（４）育成就労制度の概要

（５）優良事例の紹介

・JR 東日本の国際鉄道人材育成施策

３　閉会

配付資料

・構成員名簿、出席者名簿
・（資料１）鉄道分野特定技能協議会規約
・（資料２）鉄道分野における新たな外国人材の受入れ
・（資料３）協議会への加入手続き
・（資料４）育成就労制度の概要
・（資料５）JR 東日本の国際鉄道人材育成施策
・（参考１）分野別運用要領別冊（案）
・（参考２）上乗せ告示（案）

鉄道分野特定技能協議会　構成員名簿

【有識者】（敬称略・五十音順）
・加藤　浩徳（東京大学大学院工学系研究科教授）
・清水　寛子（ESUHAI Co.,Ltd 副社長）
・住野　敏彦（全日本交通運輸産業労働組合協議会議長）

【特定技能所属機関】
（省略）

【登録支援機関】
（省略）

【業界団体等】
・海外鉄道技術協力協会
・日本民営鉄道協会
・日本地下鉄協会
・第三セクター鉄道等協議会
・日本鉄道電気技術協会
・北海道旅客鉄道株式会社
・東日本旅客鉄道株式会社
・東海旅客鉄道株式会社
・西日本旅客鉄道株式会社
・四国旅客鉄道株式会社
・九州旅客鉄道株式会社
・日本貨物鉄道株式会社

【試験実施機関】
・日本鉄道施設協会
・日本鉄道運転協会
・鉄道電業安全協会
・日本鉄道車輌工業会
・日本鉄道車両機械技術協会

【関係省庁】
・警察庁
・法務省
・外務省
・厚生労働省
・国土交通省（鉄道局技術企画課（事務局））

第１回　鉄道分野特定技能協議会　出席者名簿

【有識者】（敬称略・五十音順）
・加藤　浩徳（東京大学大学院工学系研究科教授）
・清水　寛子（ESUHAI Co.,Ltd 副社長）
・住野　敏彦（全日本交通運輸産業労働組合協議会議長）

【特定技能所属機関】
・サーミット工業株式会社　兵庫事業所　工場長　大上　猛※

【登録支援機関】
・G.A コンサルタンツ株式会社　リーダー　福山　亮※

【業界団体等】
・海外鉄道技術協力協会　常務理事　輿石　逸樹
・日本民営鉄道協会　技術部電気課長兼保安課長　記伊　弘朗
・日本地下鉄協会　業務部長　橋田　慶司※
・第三セクター鉄道等協議会　事務局　髙橋　正人※
・日本鉄道電気技術協会　専務理事　入夏　仁美
・北海道旅客鉄道株式会社　総務部長　小坂　賢一※
・東日本旅客鉄道株式会社　執行役員　人財戦略部長　井口　亮資
・東海旅客鉄道株式会社　執行役員総合技術本部副本部長技術企画部長　田邉　幸司
・西日本旅客鉄道株式会社　理事　鉄道本部副本部長、鉄道本部 CS 戦略部長　平島　道孝
・四国旅客鉄道株式会社　取締役総務部長　髙須賀　浩※
・九州旅客鉄道株式会社　執行役員（東京支社長）竹田　浩三
・日本貨物鉄道株式会社　人事部長　山本　直人

【試験実施機関】
・日本鉄道施設協会　保安事業部長　矢作　秀之
・日本鉄道運転協会　安全企画部長　湯田　豊人
・鉄道電業安全協会　専務理事　那須野　巧
・日本鉄道車輌工業会　専務理事　廣瀬　道雄
・日本鉄道車両機械技術協会　車両部長　星　勝芳

【関係省庁】
・警察庁　組織犯罪対策部国際捜査管理官　課長補佐　笠畑　慎二
・法務省出入国在留管理庁政策課　法務専門官　村口　友美
・外務省領事局外国人課　課長補佐　堀井　水元※
・厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室　室長　南摩　一隆
・国土交通省大臣官房　技術審議官（鉄道）　岸谷　克己
・国土交通省鉄道局技術企画課（事務局）　課長　中野　智行
　課長補佐（総括）　出水　孝征
　課長補佐　八木　優治
　係長　佐藤　武瑠

※リモート参加

資料１

鉄道分野特定技能協議会規約

（名称）

第１条 本協議会の名称は、鉄道分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第２条 協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

（活動内容）

第３条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知

二 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討

三 特定技能所属機関及び登録支援機関（以下「特定技能所属機関等」という。）に対する法令遵守の啓発

四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討）

五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

六 地域別の人手不足の状況の把握・分析

七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きの自粛要請等を含む。）

八 特定技能所属機関等が構成員であることの証明

九 その他、前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

（構成員）

第４条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

一 有識者

二 特定技能所属機関

三 登録支援機関

四 業界団体等

五 試験実施機関

六 警察庁

七 法務省

八 外務省

九 厚生労働省

十 国土交通省

２．構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

（会議）

第５条 協議会の招集は、事務局が行う。

２ 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。

３ 協議会は、事務局が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（決議）

第６条 協議会は、第３条第７号に規定する自粛要請その他の事務局が特に必要と認める事項に関して、構成員又は事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。議決権の割り当ては、別途定める。

（事務局）

第７条 協議会の事務は、国土交通省鉄道局技術企画課が行う。

（入会、退会等）

第８条 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関等は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。

２ 特定技能所属機関等は、前項の届出事項のうち事務局が指定する事項について変更がある場合、事務局の定める様式により、変更の届出を行うものとする。

３ 事務局は、第１項の届出を受理した場合、特定技能所属機関等に対して、その旨を書面にて回答するものとする。

４ 事務局は、すでに構成員となっている特定技能所属機関等の求めがあった場合には、当該特定技能所属機関等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。

５ 特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった特定技能所属機関等は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。

（雑則）

第９条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別において定める。

附則

この規約は、令和６年８月１４日より施行する。

資料2

鉄道分野における
特定技能外国人の受入れ

2024年9月27日

鉄道局技術企画課

目次

1. 在留資格「特定技能」に係る全般事項（出入国在留管理庁作成）
- 制度概要
- 手続き概要
- 基本方針・主務省令等
- 問合せ先
- 受入れ事例

2. 鉄道分野における受入れに係る事項
- 特定技能制度への鉄道分野の追加
- 分野別運用方針・運用要領・運用要領（別冊）・上乗せ告示
- 今後のスケジュール（予定）

1．在留資格「特定技能」に係る全般事項

外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency
ＩＳＡ

最新資料はこちら（出入国在留管理庁HP）
を御覧ください。

特定技能制度「外国人材の受入れ及び
共生社会実現に向けた取組」
https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf

（令和６年９月更新）

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

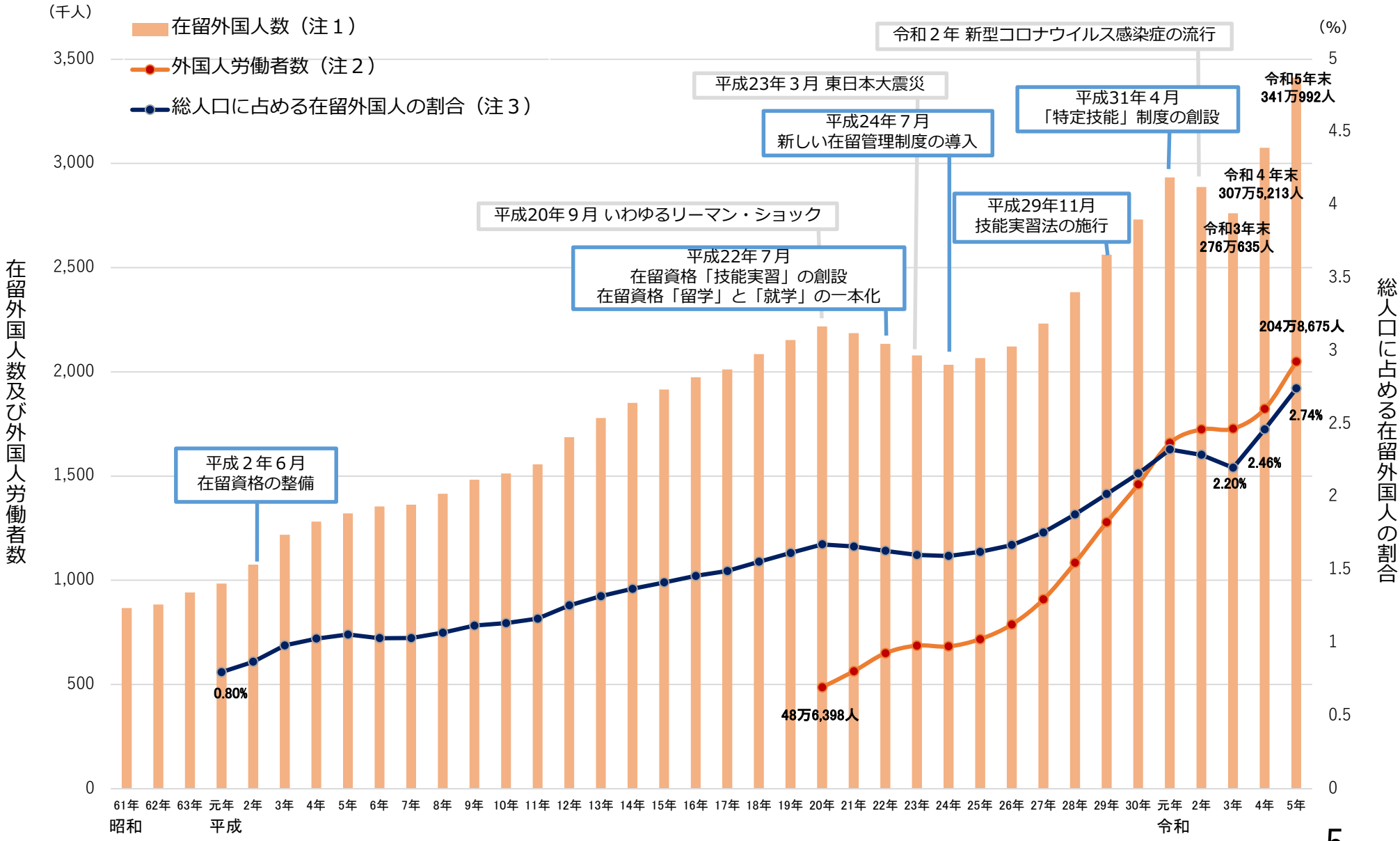

（注１）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。
（注２）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月1日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示している。）。
（注３）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（令和６年３月２９日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注２）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（令和５年末）

在留外国人数（総数）　３４１万９９２人

在留資格別

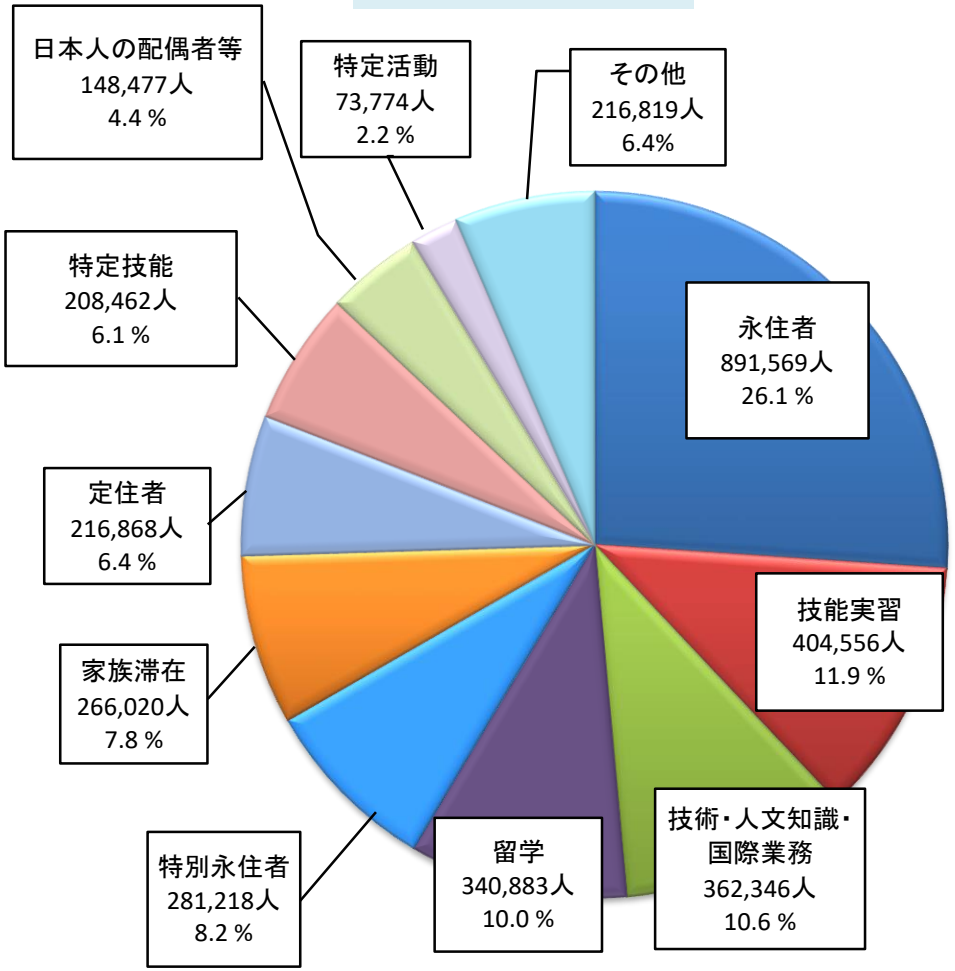

国籍・地域別

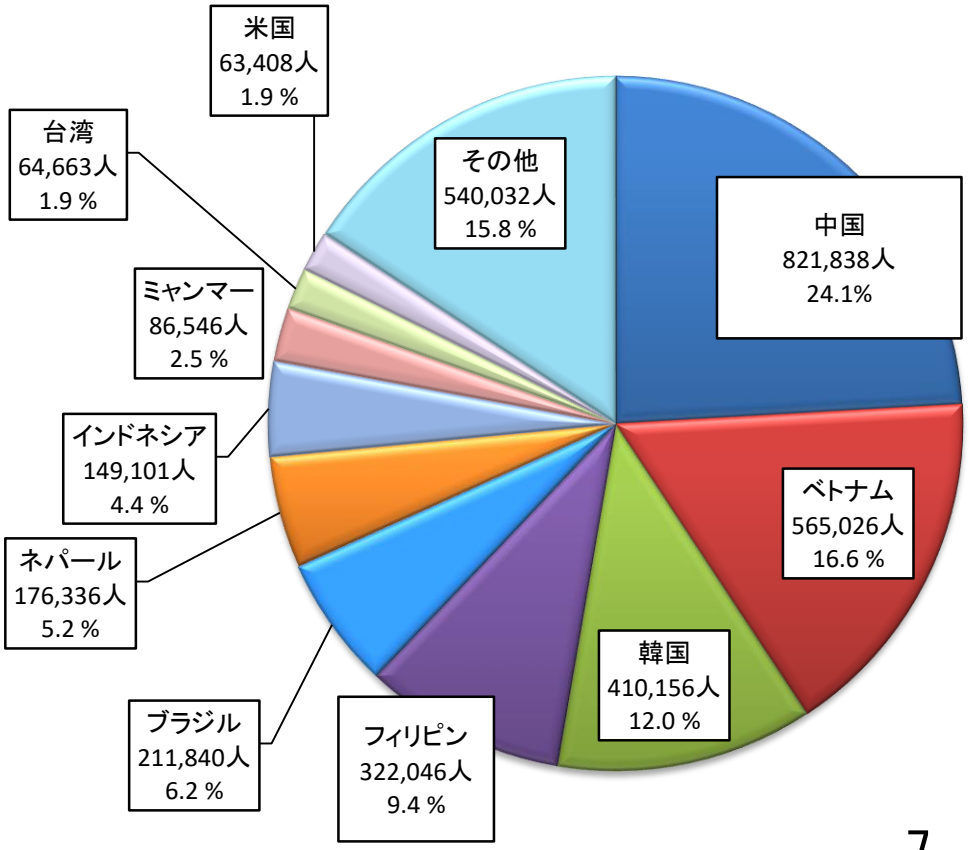

外国人労働者数の内訳

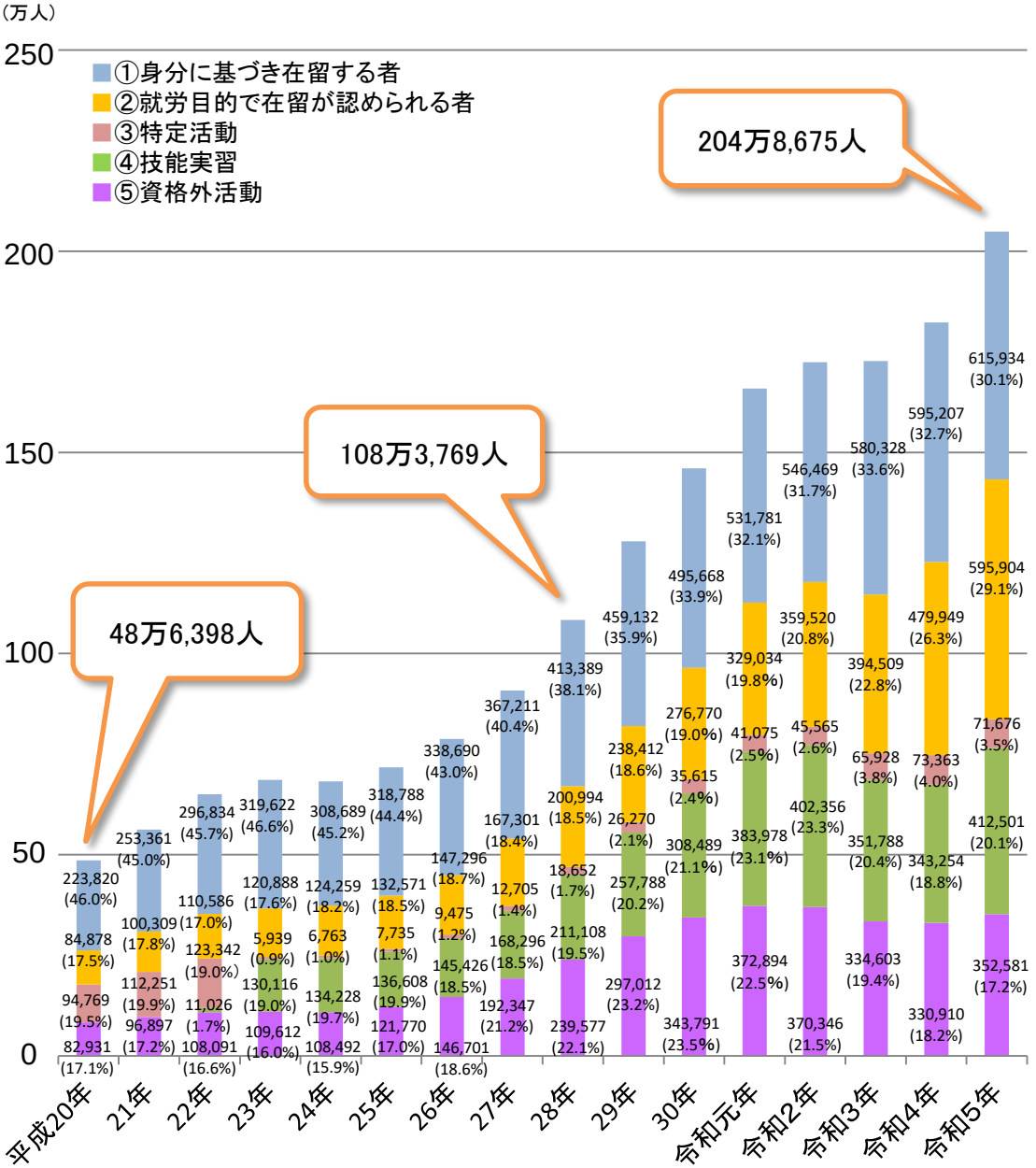

厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計（各年10月末現在の統計）

①身分に基づき在留する者　　約61.6万人（30.1%）
（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者　　約59.6万人（29.1%）
（いわゆる「専門的・技術的分野」）
一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動　　約7.2万人（3.5%）
（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習　　約41.3万人（20.1%）
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等）　**約35.3万人（17.2%）**
本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

8

外国人労働者の受入れに関する政府方針

専門的・技術的分野の外国人 →

積極的に受入れ

○　我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
（第９次雇用対策基本計画（平成11年８月13日閣議決定））

○　我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（平成31年４月法務省））

上記以外の分野の外国人 →

様々な検討を要する

○　我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応
（第９次雇用対策基本計画（平成11年８月13日閣議決定））

○　専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。
（出入国在留管理基本計画（平成31年４月法務省））

9

制度概要　①在留資格について

○　深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」を創設（平成３１年４月から実施）

○　**特定技能１号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：　２５１，５９４人（令和６年６月末現在、速報値）

○　**特定技能２号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：　　１５３人（令和６年６月末現在、速報値）

特定産業分野（１６分野）：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業
（赤字は特定技能２号でも受入れ可。青字は特定技能１号で受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。）
（「工業製品製造業」は省令等を改正するまでは引き続き「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」として受入れ可。）

特定技能１号のポイント

在留期間	１年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限５年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能２号のポイント

在留期間	３年、１年又は６か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

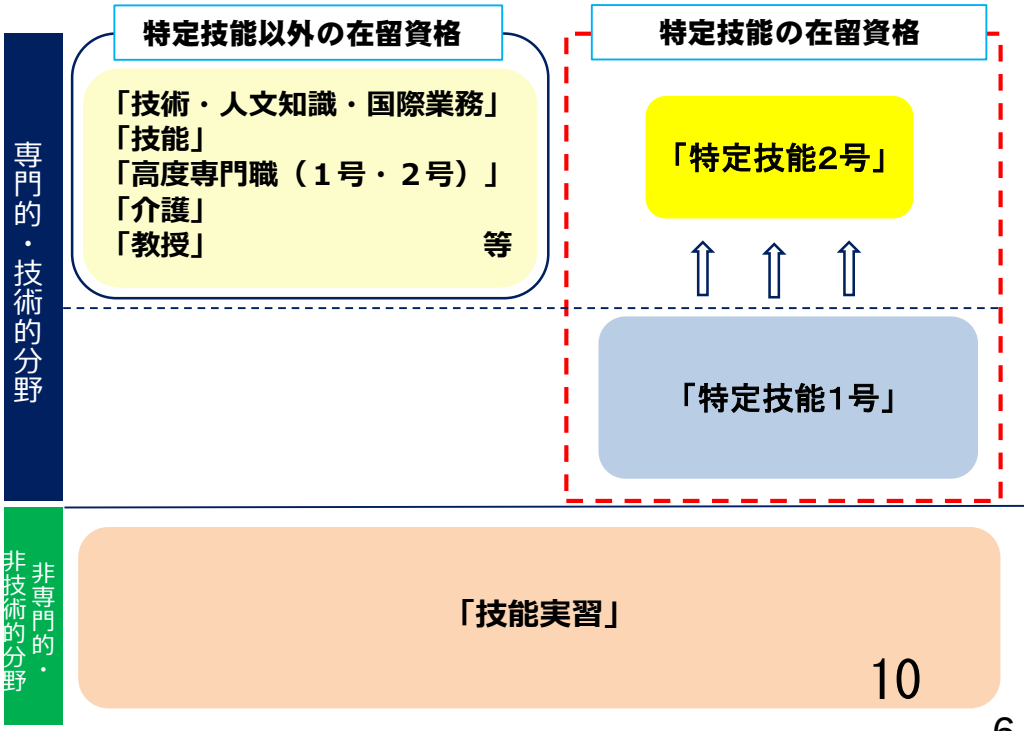

特定技能１号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	１　人手不足状況	２　人材基準		３　その他重要事項	
		受入れ見込数（５年間の上限）	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上） （上記に加えて）介護日本語評価試験	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外 〔１業務区分〕	直接
厚労省	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能１号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・建築物内部の清掃 〔１業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業 旧名：素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ※1	173,300人	製造分野特定技能１号評価試験		・機械金属加工　・電気電子機器組立て　・金属表面処理　・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造　・RPF製造　・陶磁器製品製造　・印刷・製本　・紡織製品製造　・縫製 〔10業務区分〕	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能１号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔３業務区分〕	直接
国交省	造船・舶用工業	36,000人	造船・舶用工業分野特定技能１号試験等		・造船 ・舶用機械 ・舶用電気電子機器 〔３業務区分〕	直接
国交省	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能１号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔１業務区分〕	直接
国交省	航空	4,400人	航空分野特定技能１号評価試験		・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務等） 〔２業務区分〕	直接
国交省	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能１号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔１業務区分〕	直接
国交省	自動車運送業 ※2	24,500人	自動車運送業分野特定技能１号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上） ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験（N3以上）	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔３業務区分〕	直接
国交省	鉄道 ※2	3,800人	鉄道分野特定技能１号評価試験等		・軌道整備　・電気設備整備　・車両整備 ・車両製造　・運輸係員（駅係員、車掌、運転士） 〔５業務区分〕	直接
農水省	農業	78,000人	１号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）	・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等） 〔２業務区分〕	直接 派遣
農水省	漁業	17,000人	１号漁業技能測定試験		・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等） 〔２業務区分〕	直接 派遣
農水省	飲食料品製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能１号技能測定試験		・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生の確保） 〔１業務区分〕	直接
農水省	外食業	53,000人	外食業特定技能１号技能測定試験		・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） 〔１業務区分〕	直接
農水省	林業 ※2	1,000人	林業技能測定試験		・林業（育林、素材生産等） 〔１業務区分〕	直接
農水省	木材産業 ※2	5,000人	木材産業特定技能１号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔１業務区分〕	直接

※１　「機械金属加工」、「電気電子機器組立て」、「金属表面処理」の３業務区分以外の業務区分については、省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。
※２　省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

技能実習と特定技能の制度比較

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習１号：１年以内、技能実習２号：２年以内、技能実習３号：２年以内（合計で最長５年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習２号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号）　（非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

制度概要　②受入れ機関と登録支援機関について

受入れ機関について

1　受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
② 機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2　受入れ機関の義務

① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
② 外国人への支援を適切に実施
　→　支援については、登録支援機関に委託も可。
　　全部委託すれば１③も満たす。
③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

1　登録を受けるための基準

① 機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2　登録支援機関の義務

① 外国人への支援を適切に実施
② 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。

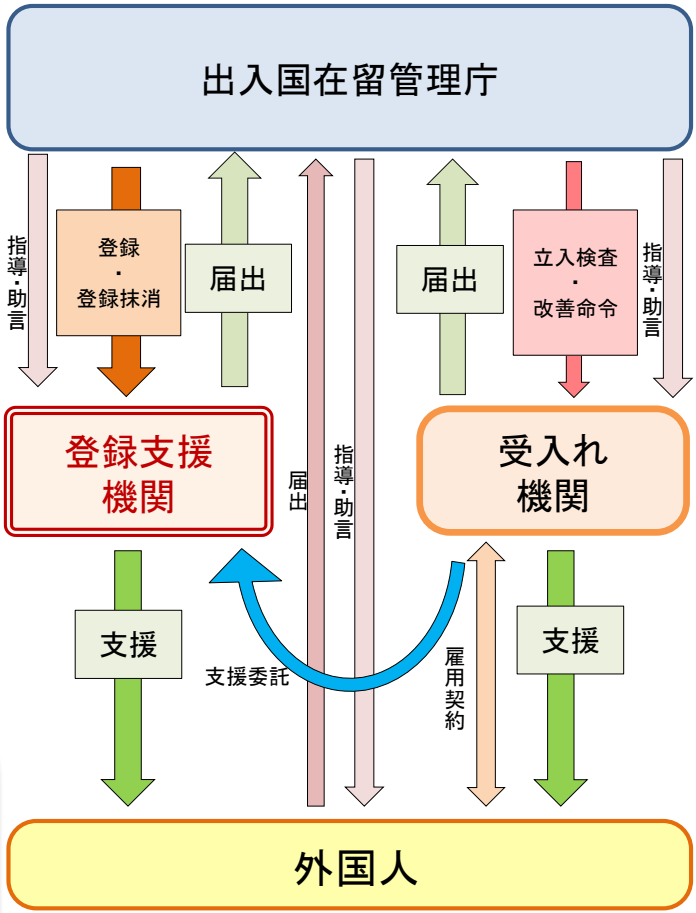

制度概要③就労開始までの流れ

海外から来日する外国人

- 技能実習2号を良好に修了した外国人
  - 試験（技能・日本語）は免除
- 新規入国予定の外国人
  - 国外試験（技能・日本語）に合格

＜技能試験＞
・特定産業分野の業務区分に対応する試験
＜日本語試験＞
・国際交流基金日本語基礎テスト（国際交流基金）
　又は
・日本語能力試験（N4以上）（国際交流基金・日本国際教育支援協会）
など

日本国内に在留している外国人（中長期在留者）

- 技能実習2号を良好に修了した外国人
  - 試験（技能・日本語）は免除
- 留学生など
  - 試験（技能・日本語）に合格

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

求人募集に直接申し込む／ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
健康診断の受診

地方出入国在留管理局

- 在留資格認定証明書交付申請
  - ※受入れ機関の職員等による代理申請
  - 審査
  - 在留資格認定証明書交付
  - 受入れ機関に在留資格認定証明書を送付
- 在留資格変更許可申請
  - ※本人申請が原則
  - 審査
  - 在留資格変更許可
  - 在留カードの交付

- 査証申請
  - ※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明書を、在外公館へ提出

在外公館

- 審査
- 査証発給

- 在留カードの交付
  ※後日交付の場合あり
- 入国

〔外国人本人の要件〕
○18歳以上であること
○技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習2号を良好に修了した外国人は免除）
○特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
○保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
○自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
　など

〔入国後（又は在留資格の変更後）、遅滞なく実施すること〕
○受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
○住居地の市区町村等で住民登録
○給与口座の開設
○住宅の確保
　など

受入れ機関での就労開始

支援計画の概要①

ポイント

○　受入れ機関は、１号特定技能外国人に対して「特定技能１号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（１号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能２号については、支援義務がない。

■　支援計画の作成

・受入れ機関は、在留諸申請（※）に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■　支援計画の主な記載事項

・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（12ページ参照）の実施内容・方法等
・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■　支援計画実施の登録支援機関への委託

・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（13ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

支援計画の概要②

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明

②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行

③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助

④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明

⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助

⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等

⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等

⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等

⑨転職支援（人員整理等の場合）

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

登録支援機関とは

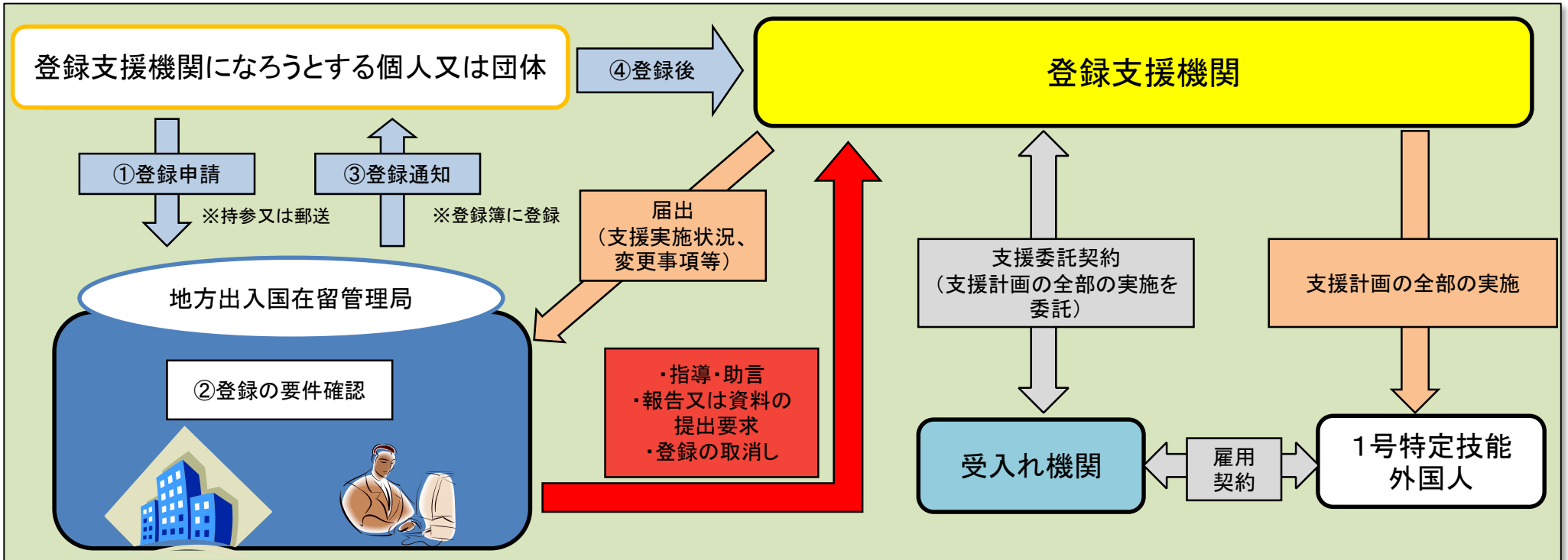

登録支援機関とは

- ○ 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- ○ 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- ○ 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- ○ 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- ○ 登録には申請手数料が必要である。（新規登録2万8，400円、登録更新1万1，100円）
- ○ 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

届出について（受入れ機関・登録支援機関）

ポイント

○　受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
○　受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■　受入れ機関の届出　※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】
- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】
- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに
〇四半期ごとに翌四半期の初日から１４日以内に届出
①第１四半期：１月１日から３月３１日まで
②第２四半期：４月１日から６月３０日まで
③第３四半期：７月１日から９月３０日まで
④第４四半期：１０月１日から１２月３１日まで

■　登録支援機関の届出　※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】
- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】
- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

特定技能における分野別の協議会について

ポイント

○　制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
○　協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ

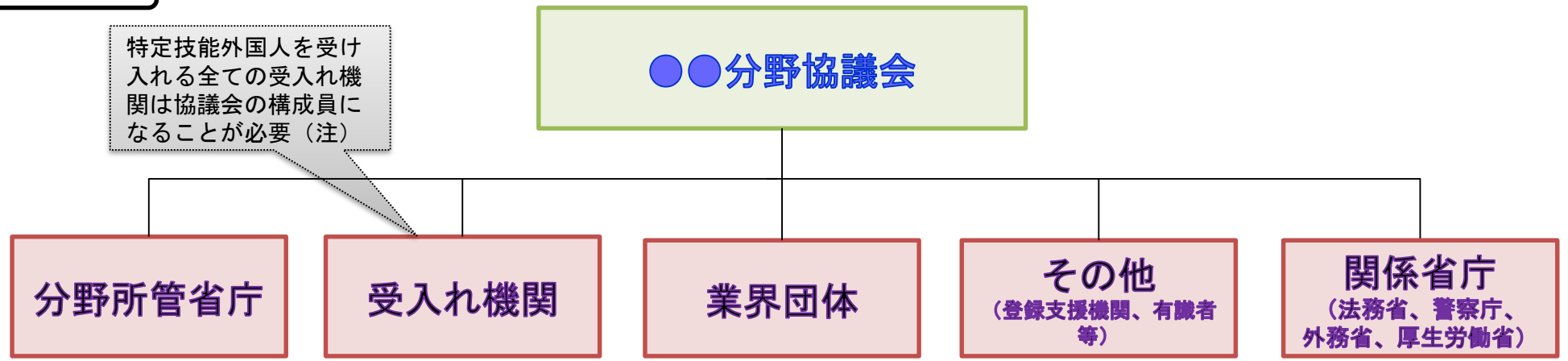

活動内容

○　特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
○　特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
○　就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
○　地域別の人手不足の状況の把握・分析
○　人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
○　受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等　等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

「特定技能」に関する二国間取決め（ＭＯＣ）の概要

政府基本方針（平成３０年１２月２５日閣議決定・令和４年４月２６日一部変更）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

総合的対応策（令和５年度改訂）（令和５年６月９日関係閣僚会議決定）

○　外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除

「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

○　情報共有

特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。

- 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等

○　問題是正のための協議

定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ

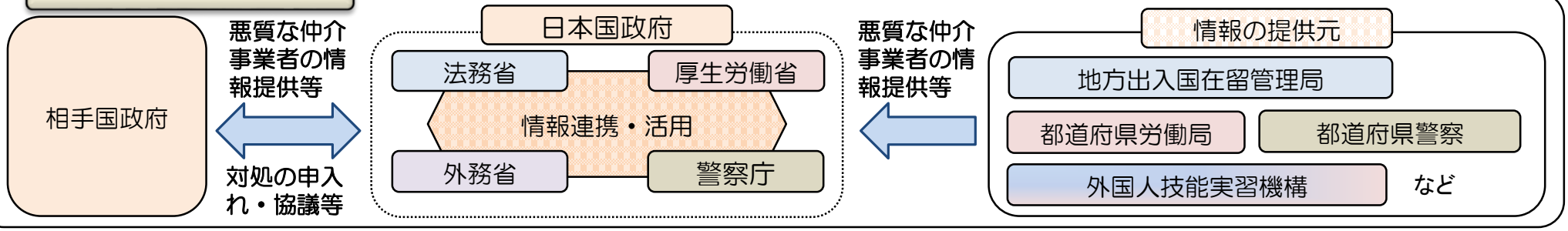

署名状況（１７か国）

（令和６年８月８日時点）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）、キルギス（R5.7.6）、タジキスタン（R6.8.8）

20

特定技能制度における行政処分等について

特定技能所属機関

実地調査

届出情報・情報提供等

法令違反あり

指導・助言（※報告徴収・立入検査）

○ 重大・悪質な法令違反等

○ 同種違反を繰り返す場合等

未改善

改善命令

未改善

改善確認

欠格事由該当

法令違反なし

改善報告

指導終了（法令違反等の内容が重大・悪質な場合、「欠格事由該当」となることがあります。）

調査終了

登録支援機関

実地調査

届出情報・情報提供等

法令違反あり

指導・助言（※報告又は資料の提出）

○ 重大・悪質な法令違反等

○ 同種違反を繰り返す場合等

未改善

登録の取消し

法令違反なし

改善報告

指導終了（法令違反等の内容が重大・悪質な場合、「登録の取消し」となることがあります。）

調査終了

関係法令等

指導・助言

入管法第１９条の１９

報告徴収・立入検査

入管法第１９条の２０
※必要に応じて実施

改善命令

入管法第１９条の２１

欠格事由（該当）

特定技能基準省令において定める受入れの基準(を満たしていない)

指導・助言

入管法第１９条の３１

報告又は資料の提出

入管法第１９条の３４
※必要に応じて実施

登録の取消し

入管法第１９条の３２
（取消事由）
・登録拒否事由に該当
・委託を受けた支援等を実施していない
・支援に必要な体制を有していない　等

特定技能制度運用状況①

特定技能1号在留外国人数（令和6年6月末現在：速報値）

特定技能１号在留外国人数　　２５１，５９４人

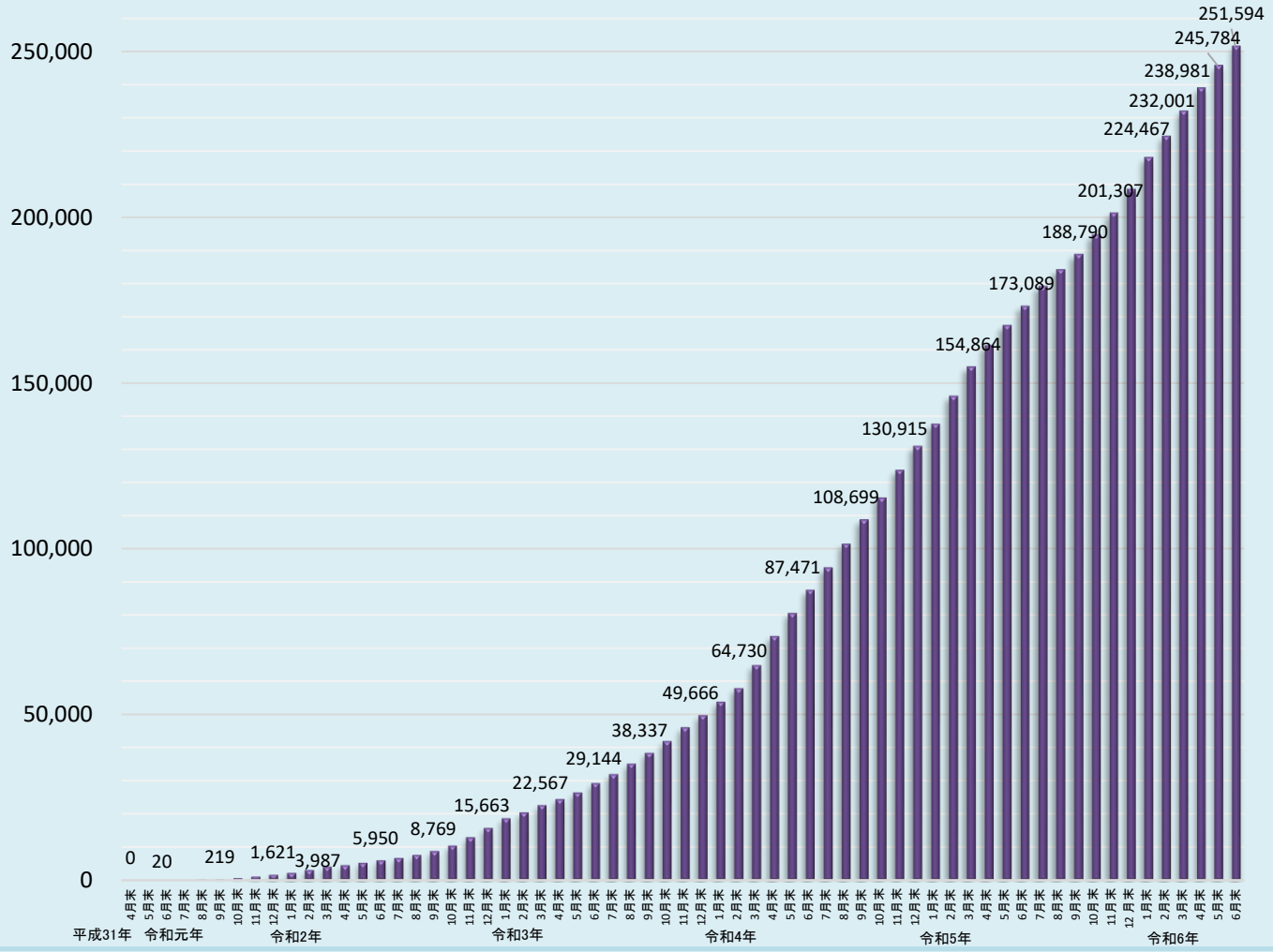

分野	人数
介護	36，719人
ビルクリーニング	4，635人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	44，044人
建設	31，853人
造船・舶用工業	8，703人
自動車整備	2，858人
航空	959人
宿泊	492人
農業	27，786人
漁業	3，035人
飲食料品製造業	70，202人
外食業	20，308人

22

特定技能2号在留外国人数（令和6年6月末現在：速報値）

特定技能２号在留外国人数　　１５３人

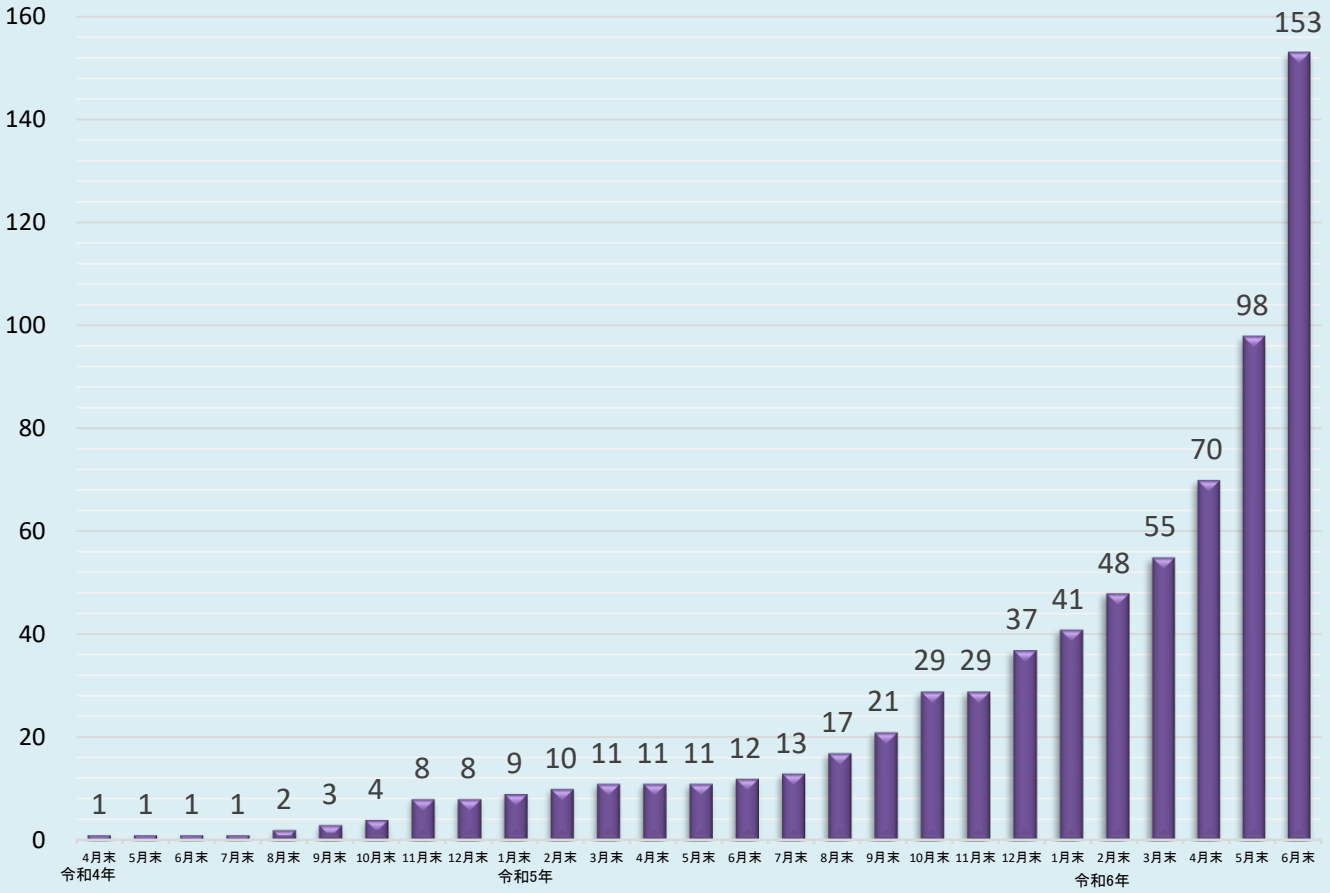

分野	人数
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	23人
建設	66人
造船・舶用工業	23人
農業	21人
飲食料品製造業	11人
外食業	9人

（注）「特定技能2号」の在留資格は令和４年４月に初めて許可。

23

特定技能制度運用状況③

特定技能在留外国人数（令和6年6月末現在：速報値）

特定技能在留外国人数　２５１，７４７人（注２）

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	10,869	1,154	1,734	2,465	412	1,218	1,806	12,872	4,723	8,041	15,530	15,185	14,920	13,645	1,957	2,354	2,645	1,441	1,889	5,430	6,004	7,734	20,757	5,754
構成比	4.3%	0.5%	0.7%	1.0%	0.2%	0.5%	0.7%	5.1%	1.9%	3.2%	6.2%	6.0%	5.9%	5.4%	0.8%	0.9%	1.1%	0.6%	0.8%	2.2%	2.4%	3.1%	8.2%	2.3%

都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	3,006	4,879	16,543	8,941	1,688	936	595	735	4,229	8,689	2,255	1,124	3,911	3,580	1,135	8,962	1,736	2,625	5,098	2,136	1,724	3,724	2,446	511
構成比	1.2%	1.9%	6.6%	3.6%	0.7%	0.4%	0.2%	0.3%	1.7%	3.5%	0.9%	0.4%	1.6%	1.4%	0.5%	3.6%	0.7%	1.0%	2.0%	0.8%	0.7%	1.5%	1.0%	0.2%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビルクリーニング	素形材・産業機械・電気・電子情報関連製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業
在留数	36,719	4,635	44,067	31,919	8,726	2,858	959	492	27,807	3,035	70,213	20,317
構成比	14.6%	1.8%	17.5%	12.7%	3.5%	1.1%	0.4%	0.2%	11.0%	1.2%	27.9%	8.1%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	ミャンマー	中国	カンボジア	ネパール	タイ	その他
在留数	126,832	44,305	25,311	19,059	15,696	5,461	5,386	5,178	4,519
構成比	50.4%	17.6%	10.1%	7.6%	6.2%	2.2%	2.1%	2.1%	1.8%

（注１）小数点第二位で四捨五入。

（注２）「特定技能2号」の許可を受けて在留する者（153人）を含む。

特 定 技 能 制 度 運 用 状 況 ④

技能試験及び日本語試験の実施状況について（令和6年6月末現在）（速報値）（注1）

技能試験	実施国	受験者数（人） 令和6年6月末			合格者数（人） 令和6年6月末			合格者数（人） 令和5年12月末			合格者数（人） 令和5年6月末		
介護（注2）	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	118,234	特定技能1号	118,234	87,371	特定技能1号	87,371	72,018	特定技能1号	72,018	56,138	特定技能1号	56,138
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
ビルクリーニング	国内・海外5か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ミャンマー・タイ	10,859	特定技能1号	10,829	9,104	特定技能1号	9,101	6,340	特定技能1号	6,340	3,749	特定技能1号	3,749
			特定技能2号	30		特定技能2号	3		特定技能2号	0		特定技能2号	0
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・タイ	6,640	特定技能1号	6,016	1,272	特定技能1号	947	1,070	特定技能1号	913	829	特定技能1号	829
			特定技能2号	624		特定技能2号	325		特定技能2号	157		特定技能2号	0
建設	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	5,753	特定技能1号	4,490	1,973	特定技能1号	1,853	1,581	特定技能1号	1,581	1,275	特定技能1号	1,275
			特定技能2号	1,263		特定技能2号	120		特定技能2号	0		特定技能2号	0
造船・舶用工業	国内・海外1か国 フィリピン	324	特定技能1号	233	299	特定技能1号	214	249	特定技能1号	197	160	特定技能1号	160
			特定技能2号	91		特定技能2号	85		特定技能2号	52		特定技能2号	0
自動車整備	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	4,924	特定技能1号	4,924	3,365	特定技能1号	3,365	2,543	特定技能1号	2,543	1,918	特定技能1号	1,918
			特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0
航空	国内・海外5か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・モンゴル・スリランカ	4,850	特定技能1号	4,850	3,066	特定技能1号	3,066	2,240	特定技能1号	2,240	1,530	特定技能1号	1,530
			特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0
宿泊	国内・海外7か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー・ベトナム・スリランカ・インド	12,632	特定技能1号	12,599	6,698	特定技能1号	6,694	5,217	特定技能1号	5,217	4,644	特定技能1号	4,644
			特定技能2号	33		特定技能2号	4		特定技能2号	0		特定技能2号	0
農業	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	64,516	特定技能1号	63,890	56,743	特定技能1号	56,555	49,114	特定技能1号	49,102	37,645	特定技能1号	37,645
			特定技能2号	626		特定技能2号	188		特定技能2号	12		特定技能2号	0
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	2,310	特定技能1号	2,310	1,403	特定技能1号	1,403	1,107	特定技能1号	1,107	732	特定技能1号	732
			特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	99,823	特定技能1号	99,415	68,861	特定技能1号	68,713	58,892	特定技能1号	58,892	49,227	特定技能1号	49,227
			特定技能2号	408		特定技能2号	148		特定技能2号	0		特定技能2号	0
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ミャンマー・タイ・スリランカ	106,181	特定技能1号	105,889	71,728	特定技能1号	71,615	56,749	特定技能1号	56,749	39,432	特定技能1号	39,432
			特定技能2号	292		特定技能2号	113		特定技能2号	0		特定技能2号	0
合計		437,046	特定技能1号	433,679	311,883	特定技能1号	310,897	257,120	特定技能1号	256,899	197,279	特定技能1号	197,279
			特定技能2号	3,367		特定技能2号	986		特定技能2号	221		特定技能2号	0

日本語試験	実施国	受験者数（人） 令和6年6月末	合格者数（人） 令和6年6月末	合格者数（人） 令和5年12月末	合格者数（人） 令和5年6月末
日本語基礎テスト（JFT Basic）	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	205,964	86,726	73,055	49,119

（注1）受験者数及び合格者数には、令和6年6月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。
（注2）介護分野の介護日本語評価試験については、受験者数及び合格者数に計上していない。
（注3）令和6年6月末現在、特定技能2号の試験については国内のみで実施。
（注4）令和6年3月29日、閣議決定により追加が決定された「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」及び「木材産業」の4分野の試験については、令和6年6月末現在実施に向けて整備中。

基本方針・主務省令等について

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第２条の３）

１　制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

２　外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

➢特定技能外国人を受け入れる分野
　生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
➢人材が不足している地域の状況に配慮
　大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める
➢受入れ見込数　分野別運用方針に向こう５年間の受入れ見込数を記載

３　求められる人材に関する事項

（※）分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能（※）	熟練した技能（※）
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力（※）	－
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

４　関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➢国内における取組等　法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底
➢国外における取組等　保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる
➢人手不足状況の変化等への対応
○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
○向こう５年間の受入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用
➢治安上の問題が生じた場合の対応
　特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

５　制度の運用に関する重要事項

➢１号特定技能外国人に対する支援
　生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
　転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施
➢雇用形態　フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記
➢基本方針の見直し　改正法施行後２年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の概要

特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定産業分野別に定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（出入国管理及び難民認定法第２条の４）

１　特定産業分野に関する事項

人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

２　特定産業分野における人材不足の状況に関する事項

- ➢特定技能外国人受入れの趣旨・目的
- ➢生産性向上や国内人材確保のための取組等
- ➢受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む)
- ➢受入れ見込数

３　特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

１号特定技能外国人（全１６分野）
- ➢技能水準（試験区分）
- ➢日本語能力水準

２号特定技能外国人（１１分野）
- ➢技能水準（試験区分）

４　受入れ見込数を超える場合の在留資格認定証明書の交付の停止の措置等に関する事項

- ➢ 向こう５年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合の受入れ停止の措置
- ➢ 受入れ停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合の再開の措置

５　制度の運用に関する重要事項

- ➢ 特定技能外国人が従事する業務
- ➢ 特定技能所属機関に対して特に課す条件
- ➢ 特定技能外国人の雇用形態
- ➢ 治安への影響を踏まえて講じる措置
- ➢ 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置　等

新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子

1　新たに設けた省令（2省令）

①　特定技能基準省令

○　受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
- 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること

など

○　受入れ機関自体が満たすべき基準
- 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- 欠格事由（5年以内に出入国・労働法令違反がない等）に該当しないこと
- 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること（兼任可）等（＊）
- 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること（＊）
- 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと（＊）　など

（注）上記のうち＊を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要

○　支援計画が満たすべき基準
※　基本方針記載の支援の内容を規定

②　分野省令

○　受入れ分野、技能水準
※分野別運用方針を反映させた形で規定

2　既存の省令の改正（2省令）

①　上陸基準省令

○　外国人本人に関する基準
- 18歳以上であること
- 健康状態が良好であること
- 保証金の徴収等をされていないこと
- 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
- 特定技能1号：必要な技能水準及び日本語能力水準
  （注）　技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
- 特定技能2号：必要な技能水準

など

②　出入国管理及び難民認定法施行規則

○　登録支援機関の登録に関する規定等
- 支援責任者及び支援担当者が選任されていること（兼任可）
- 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等
- 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること　など

○　受入れ機関の届出事項等

○　その他
- 特定技能1号の在留期間は通算で5年
- 1回当たりの在留期間（更新可能）は、
  特定技能1号　1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
  特定技能2号　3年、1年又は6か月　など

（注）　新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額（登録時2万8，400円、更新時1万1，100円）、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

特定技能外国人に関する基準

〈法第７条第１項第２号、上陸基準省令〉

■　特定技能1号、特定技能2号に共通の基準

① 18歳以上であること
② 健康状態が良好であること
③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
④ 保証金の徴収等をされていないこと
⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
⑥ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
⑦ 食費、居住費等外国人が定期に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
⑧ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

■　特定技能1号のみの基準

① 必要な技能及び日本語能力を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること（ただし、技能実習2号を良好に修了している者であり、かつ、技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は、これに該当する必要がない）
② 特定技能1号での在留期間が通算して5年に達していないこと

■　特定技能2号のみの基準

① 必要な技能を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること
② 技能実習生の場合は、技能の本国への移転に努めるものと認められること

受入れ機関に関する基準①

〈法第２条の５第１項、第２項、特定技能基準省令第１条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
⑨ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

受入れ機関に関する基準②

〈法第２条の５第３項、第４項、特定技能基準省令第２条第１項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
② １年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
③ １年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
④ 欠格事由（5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等）に該当しないこと
⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
⑬ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

受入れ機関に関する基準③

〈法第２条の５第３項、特定技能基準省令第２条第２項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準（支援体制関係）

※　登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

①　以下のいずれかに該当すること

ア　過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者（事業所ごとに1名以上。以下同じ。）を選任していること（支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ）

イ　役職員で過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ　ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

②　外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

③　支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと

④　支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと

⑤　5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

⑥　支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

⑦　分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

支援計画に関する基準

〈法第２条の５第６項、第７項、第８項、特定技能基準省令第３条、第４条〉

■支援計画が満たすべき基準

① 支援計画にア～オを記載すること

ア 支援の内容

- 本邦入国前に、本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
- 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援、預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
- 本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること
- 外国人が届出等の手続を履行するに当たり、同行等をすること
- 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
- 相談・苦情対応、助言、指導等を講じること
- 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
- 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において、新しい就職先で活動を行うことができるようにするための支援をすること
- 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報すること

イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は、委託契約の内容等

ウ 登録支援機関以外に委託する場合は、委託先や委託契約の内容

エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

オ 分野に特有の事項

② 支援計画は、日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し、外国人にその写しを交付しなければならないこと

③ 支援の内容が、外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、受入れ機関等において適切に実施することができるものであること

④ 本邦入国前の情報の提供の実施は、対面又はテレビ電話装置等により実施されること

⑤ 情報の提供の実施、相談・苦情対応等の支援が、外国人が十分理解できる言語で実施されること

⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては、委託の範囲が明示されていること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

登録支援機関の登録拒否事由

〈法第１９条の２６、施行令第５条、施行規則第１９条の２０、第１９条の２１〉

■登録支援機関の登録拒否事由

※　次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても登録が認められます。

① 関係法律による刑罰に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等

③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された法人の役員であった者を含む）

④ 登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者

⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において、過去１年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者

⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者（支援責任者と支援担当者との兼任は可）

⑧ 次のいずれにも該当しない者

ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること

イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること

ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること

エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること

⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者

⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置かない者

⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者

⑫ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させる者

⑬ 支援委託契約を締結するに当たり、受入れ機関に対し、支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について（1／5）

令和6年9月6日時点

1 農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
耕種農業	施設園芸	農業（耕種農業全般）
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業（畜産農業全般）
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業（漁業）
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	棒受網漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業（養殖業）

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）			
さく井	パーカッション式さく井工事	建設（土木）			
	ロータリー式さく井工事				
建築板金	ダクト板金	建設（建築）		建設（ライフライン・設備）	
	内外装板金				
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	建設（ライフライン・設備）			
建具製作	木製建具手加工	建設（建築）			
建築大工	大工工事	建設（建築）			
型枠施工	型枠工事	建設（土木）		建設（建築）	
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設（土木）		建設（建築）	
と び	と び	建設（土木）	建設（建築）		造船・舶用工業（造船）
石材施工	石材加工	建設（建築）			
	石張り				
タイル張り	タイル張り	建設（建築）			
かわらぶき	かわらぶき	建設（建築）			
左官	左官	建設（建築）			
配管	建築配管	建設（ライフライン・設備）	造船・舶用工業（造船）	造船・舶用工業（舶用機械）	造船・舶用工業（舶用電気電子機器）
	プラント配管				
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設（ライフライン・設備）			
内装仕上げ施工	プラチック系床仕上げ工事	建設（建築）			
	カーペット系床上げ工事				
	鋼製下地工事				
	ボード仕上げ工事				
	カーテン工事				
サッシ施工	ビル用サッシ施工	建設（建築）			
防水施工	シーリング防水工事	建設（建築）			
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設（土木）		建設（建築）	
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事	建設（土木）			
表装	壁装	建設（建築）			
建設機械施工	押土・整地	建設（土木）			
	積込み				
	掘削				
	締固め				
築炉	築炉	建設（建築）			

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について（2／5）

令和6年9月6日時点

4 食品製造関係（11職種19作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般（飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工・安全衛生））
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
	調理加工品製造	
	生食用加工品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
	牛豚精肉商品製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	飲食料品製造業全般（飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工・安全衛生））
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
紡績運転	前紡工程	工業製品製造業（紡織製品製造）
	精紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
染　色	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	工業製品製造業（縫製）
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	工業製品製造業（紡織製品製造）
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	工業製品製造業（縫製）
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について（3／5）

令和6年9月6日時点

6 機械・金属関係（17職種34作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）					
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	工業製品製造業（機械金属加工）			造船・舶用工業（舶用機械）		
	非鉄金属鋳物鋳造						
鍛造	ハンマ型鍛造	工業製品製造業（機械金属加工）					
	プレス型鍛造						
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト						
	コールドチャンバダイカスト						
機械加工	普通旋盤	工業製品製造業（機械金属加工）	工業製品製造業（電気電子機器組立て）	造船・舶用工業（舶用機械）		造船・舶用工業（舶用電気電子機器）	鉄道（車両製造）
	フライス盤						
	数値制御旋盤						
	マシニングセンタ						
金属プレス加工	金属プレス	工業製品製造業（機械金属加工）		造船・舶用工業（舶用機械）	造船・舶用工業（舶用電気電子機器）	鉄道（車両製造）	
鉄工	構造物鉄工	工業製品製造業（機械金属加工）	建設（土木）	建設（建築）	造船・舶用工業（造船）	造船・舶用工業（舶用機械）	鉄道（車両製造）
工場板金	機械板金	工業製品製造業（機械金属加工）					
めっき	電気めっき	工業製品製造業（金属表面処理）					
	溶融亜鉛めっき						
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理						
仕上げ	治工具仕上げ	工業製品製造業（機械金属加工）		工業製品製造業（電気電子機器組立て）	造船・舶用工業（舶用機械）	鉄道（車両製造）	
	金型仕上げ						
	機械組立仕上げ						
機械検査	機械検査	工業製品製造業（機械金属加工）			工業製品製造業（電気電子機器組立て）		
機械保全	機械系保全	工業製品製造業（機械金属加工）		工業製品製造業（電気電子機器組立て）		造船・舶用工業（舶用機械）	造船・舶用工業（舶用電気電子機器）
電子機器組立て	電子機器組立て	工業製品製造業（電気電子機器組立て）			造船・舶用工業（舶用電気電子機器）		鉄道（車両製造）
電気機器組立て	回転電機組立て	工業製品製造業（機械金属加工）		工業製品製造業（電気電子機器組立て）		造船・舶用工業（舶用電気電子機器）	鉄道（車両製造）
	変圧器組立て						
	配電盤・制御盤組立て						
	開閉制御器具組立て						
	回転電機巻線製作						
プリント配線板製造	プリント配線板設計	工業製品製造業（電気電子機器組立て）			造船・舶用工業（舶用電気電子機器）		
	プリント配線板製造						
アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工						
	仕上げ						
金属熱処理業	全体熱処理	工業製品製造業（機械金属加工）					
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）						
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）						

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について（4／5）

令和6年9月6日時点

7 その他（21職種38作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
家具製作	家具手加工	
印刷	オフセット印刷	工業製品製造業（印刷・製本）
	グラビア印刷	
製本	製本	
プラスチック成形	圧縮成形	工業製品製造業（機械金属加工） / 工業製品製造業（電気電子機器組立て）
	射出成形	
	インフレーション成形	
	ブロー成形	
強化プラスチック成形	手積み積層成形	造船・舶用工業（舶用機械） / 工業製品製造業（機械金属加工） / 工業製品製造業（電気電子機器組立て）
塗装	建築塗装	工業製品製造業（機械金属加工） / 建設（土木） / 建設（建築） / 造船・舶用工業（造船） / 造船・舶用工業（舶用機械）
	金属塗装	工業製品製造業（機械金属加工） / 造船・舶用工業（造船） / 造船・舶用工業（舶用機械） / 鉄道（車両製造）
	鋼橋塗装	工業製品製造業（機械金属加工） / 建設（土木） / 建設（建築） / 造船・舶用工業（造船） / 造船・舶用工業（舶用機械）
	噴霧塗装	工業製品製造業（機械金属加工） / 造船・舶用工業（造船） / 造船・舶用工業（舶用機械） / 鉄道（車両製造）
溶接	手溶接	工業製品製造業（機械金属加工） / 建設（土木） / 建設（建築） / 建設（ライフライン・設備） / 造船・舶用工業（造船） / 造船・舶用工業（舶用機械） / 鉄道（車両製造）
	半自動溶接	
工業包装	工業包装	工業製品製造業（機械金属加工） / 工業製品製造業（電気電子機器組立て）
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	工業製品製造業（紙器・段ボール箱製造）
	印刷箱製箱	
	貼箱製造	
	段ボール箱製造	
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	工業製品製造業（陶磁器製品製造）
	圧力鋳込み成形	
	パッド印刷	
自動車整備	自動車整備	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護	介護	介護
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	工業製品製造業（コンクリート製品製造）
宿泊	接客・衛生管理	宿泊
RPF製造	RPF製造	工業製品製造業（RPF製造）
鉄道施設保守整備	軌道保守整備	鉄道（軌道整備）
ゴム製品製造	成形加工	
	押出し加工	
	混練り圧延加工	
	複合積層加工	
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	鉄道（車両整備）
	空気装置検修・解ぎ装	
木材加工	機械製材	木材産業（製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等）

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係について（5／5）

令和6年9月6日時点

○ 社内検定型の職種・作業（2職種4作業）

職種名	作業名	分野（業務区分）
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング
	航空貨物取扱	
	客室清掃	
ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス	

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

1 介護

職種名	作業名
介護	介護

2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

3 工業製品製造業

職種名	作業名
紡績運転	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染　色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製	自動車シート縫製
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金

3 工業製品製造業

職種名	作業名
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
金属熱処理業	全体熱処理
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）
印　刷	オフセット印刷
	グラビア印刷
製　本	製　本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造
RPF製造	RPF製造

4 建設

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉	築炉
塗装	建築塗装
	鋼橋塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
鉄工	構造物鉄工

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

5 造船・舶用工業

職種名	作業名
とび	とび
配管	建築配管
	プラント配管
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
機械加工	普通旋盤
	数値制御旋盤
	フライス盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接

6 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

7 航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃

8 宿泊

職種名	作業名
宿泊	接客・衛生管理

9 自動車運送業

職種名	作業名
該当なし	

10 鉄道

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
塗装	金属塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
鉄道施設保守整備	軌道保守整備
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装
	空気装置検修・解ぎ装

11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

12 漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業
養殖業	ほたてがい・まがき養殖

13 飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

15 林業

職種名	作業名
該当なし	

16 木材産業

職種名	作業名
木材加工	機械製材

在留資格「特定技能」についての問合せ先（法務省）

（制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について）

官署担当部門名	所在地	連絡先（担当部門番号）
札幌出入国在留管理局 審査部門	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	0570－003259 （内140＃）
仙台出入国在留管理局 審査第二部門	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	0570－022259 （内21＃）
東京出入国在留管理局 就労審査第三部門	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	0570－034259 （内330）
東京出入国在留管理局横浜支局 就労・永住審査部門	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	0570－045259 （内20）
名古屋出入国在留管理局 就労審査第二部門	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	0570－052259 （内310＃）

官署担当部門名	所在地	連絡先（担当部門番号）
大阪出入国在留管理局 就労審査第二部門	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目29番53号	0570－064259 （内231）
大阪出入国在留管理局神戸支局 審査部門	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078－391－6378
広島出入国在留管理局 就労・永住審査部門	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	082－221－4412
高松出入国在留管理局 審査部門	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72-9	087－822－5851
福岡出入国在留管理局 就労・永住審査部門	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092－831－4144
福岡出入国在留管理局那覇支局 審査部門	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098－832－4186

［参考：出入国在留管理庁ホームページ「特定技能制度」その他（問合せ先（制度全般、各分野等）・各種お知らせ・リンク集（分野所管行政機関のホームページ）等）
http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00130.html

地方で就労することのメリット（生活費の水準等）

１か月当たり家賃

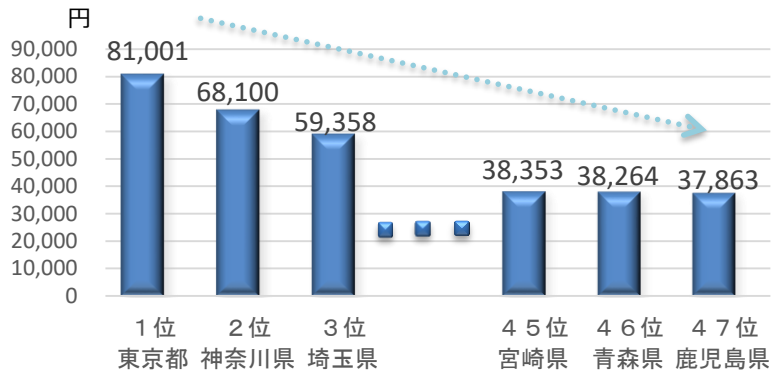

※総務省統計局住宅・土地統計調査（2018年）により作成

１か月当たり生活費

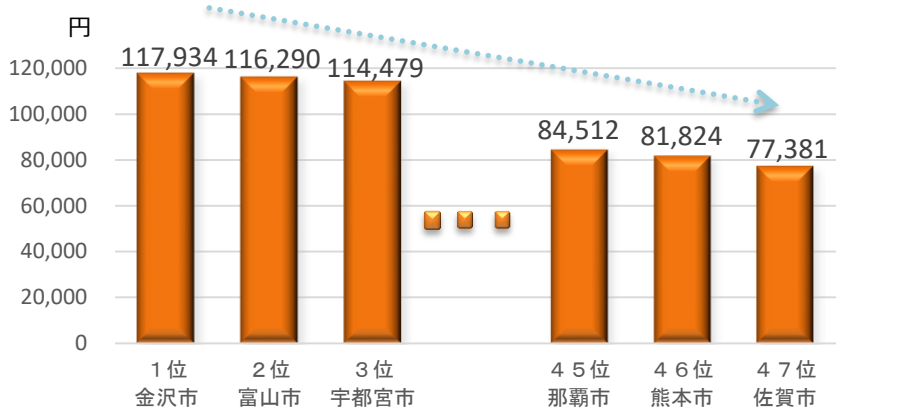

※総務省統計局家計調査（2022年、都道府県庁所在市別１世帯当たりの１か月間の収入と支出（総世帯）により作成
※生活費は食料、光熱・水道、被服及び履物、保健医療の合計

１か月に得られる所得（手元に残る金額）

○ 家賃についての全国比較
東京都　（１位）：81,001円 ‥①
鹿児島県(47位)：37,863円
差額　　：43,138円

○ 生活費についての全国比較
東京都区部(５位)：112,587円 ‥②
佐賀市　(47位)：77,381円
差額　　：35,206円

○ **１か月の報酬から上記数値（家賃、生活費）を減算することにより、１か月に得られる所得（手元に残る金額）をある程度予測することが可能**

例１(都市部の場合)：229,700円（注１）（１か月の報酬）－（①（家賃)+②（生活費))＝ 36,112円（手元に残る金額）
例２(地方の場合)　：184,400円（注１）（１か月の報酬）－（38,353円（注２）(家賃)+96,924円（注３）(生活費))
＝ 49,123円（手元に残る金額）

（注１）厚生労働省「令和３年賃金構造基本統計調査」に基づき作成。東京都（１位）及び宮崎県（４７位）における２０～２４歳の場合の所定内給与額。
（注２）宮崎県（４５位）における１か月当たり家賃。　（注３）宮崎県（３０位）における１か月当たり生活費。

○ **地方は、都市部に比べ家賃・生活費が少ないため、賃金面でも就労するメリットがある。**

介護分野における特定技能外国人の受入れ事例

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

受入施設等の紹介

・法人所在地：北海道札幌市中央区
・事業内容：介護事業
・外国人材の受け入れ実績：特定技能外国人４人
　※外国人職員の受入れ状況（2021年3月現在）　14人
　　日本人の配偶者等の身分系在留資格10名（フィリピン他）

（特定技能外国人の 配属事業所：東京都大田区）

受入施設等の特色

✓ 今後の人材戦略上、外国人介護職員は必要不可欠と考え、特定技能外国人の受入れを決定。将来にわたる安定的な人材確保のため、国として労働力の送出しを推奨しているフィリピンから受け入れることとした。
✓ 登録支援機関には、人材の斡旋や入国後の生活支援等を依頼。駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所（POLO）とのやり取りのフォローも受けている。
✓ 介護福祉士国家資格取得等、特定技能外国人のキャリア支援のため、グループ内の研修施設を活用し人材教育・育成に取り組むこととしている。

手続きのポイント

✓ フィリピン人労働者の受入れにあたって、現地政府及び、駐日フィリピン大使館・総領事館が求める事前手続きが多岐にわたっています。
✓ フィリピン政府認定送出し機関を経由する必要があります。

受入施設等の取り組み、工夫

✓ 法人の人材戦略上、外国人介護職員の受入れは必要不可欠と判断。
特に首都圏において人材の確保に苦慮していたため、特定技能外国人の受入れを決定。
✓ 登録支援機関には、人材の斡旋や入国後の生活支援等を依頼。
✓ 送出し機関は登録支援機関の繋がりがあるところを利用。介護以外の職種での技能実習経験者が多く、日本語能力や日本の習慣・文化への理解度が高い人材の中から採用を行っている。
✓ すでに介護職員として働いている日本人の配偶者等のフィリピン人職員から助言をもらいながら、受入れ体制構築・環境整備に取り組んでいる。
✓ 特定技能外国人の介護福祉士国家資格取得等のため、グループ内の研修施設での教育等、法人として支援していく予定。

受入に関するｱﾄﾞﾊﾞｲｽ

駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所とのやり取りは、登録支援機関からフォローをしてもらいながら行いました。書類作成、面接において、どのような点に留意するべきかなどのアドバイスを受けました。

介護分野における特定技能外国人の受入れ事例

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

受入施設等の紹介

・法人所在地：北海道寿都郡黒松内町
・事業内容：児童養護・介護・障がい者福祉施設・認定保育園の運営等
・外国人材の受け入れ実績：特定技能8人（カンボジア）
※外国人介護職員の受入れ状況（2021年3月現在）　２６人

（辞令交付式の様子）

受入施設等の特色

✓ 特定技能外国人受入れのノウハウと経験蓄積のため、登録支援機関と契約せず、法人職員が中心となって対応。自ら監理団体を起ち上げ、技能実習生を受け入れてきた経験が役立っている。
✓ 特定技能に大きな可能性を感じており、技能実習生も本人の希望を踏まえて特定技能に移行予定。介護福祉士国家資格取得支援も進めていくことを考えている。
✓ 外国人材の受入れが、「第４次黒松内町総合計画前期基本計画」の重点プロジェクトに位置付けられるなど、地域全体で取り組んでいる。

受入施設等の取り組み、工夫

✓ ２か所の送出し機関および教育協力機関と連携しており、受け入れた職員は全員、介護教育に特化した「カンボジア日本技術大学」の出身。
✓ 登録支援機関とは契約せず、法人職員が対応。
✓ 受入れにあたり、法人で地域の空き家を買い取り、改修して外国人職員専用の宿舎を用意。生活用品は町内で余った家具などを寄付してもらった。
✓ 留学生や技能実習生が「先輩」としてサポートしている。
✓ 外国人材の受入れが町の総合計画の重点プロジェクトに位置付けられるなど、地域全体で外国人材を受け入れている。

在留資格「特定技能」で働く皆さんの声

✓ 広島県で技能実習生（機械整備）だった時に、上司の祖母が自宅で介護を受けている様子をみて素晴らしいと思いました。日本の介護を学びたいと思い、カンボジア日本技術大学に入りました。

受入に関するｱﾄﾞﾊﾞｲｽ

✓ これまでの経験と比較すると、カンボジアとの手続きはとてもスムーズでした。ビザの発給も１週間程度で対応してもらえました。
✓ 一度受入れを決めたら、法人一丸となり、強い気持ちで進めていくことが重要だと思います。大変なことがあっても乗り越えられます。

美濃工業株式会社

【所在地】中部地方　【従業員数】830人　【分野】素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業

外国人の受入状況：2022年7月現在

- 特定技能１号のタイ人78名、フィリピン人3名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が14名（国籍はタイ、中国、ベトナム等）、技能実習生が67名（国籍はタイ）。

▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 業務拡大の中で人手を必要としているが、なかなか日本人の技能工が採用できず、特定技能の人材を充てていきたいと考えている。
- 特定技能の終了後に自社の海外拠点で働いてくれることにも期待している。

▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 特定技能外国人材は、自社での技能実習2号修了者を採用した（在留資格切替と一度帰国した方の再来日）。
- また、外国籍の正社員として、①日本の大学留学経験者を採用すると共に、②日本人と結婚した元技能実習生等を採用し、特定技能外国人材と一緒に働いてもらうことにより、外国人同士の良好な関係性が構築できるように工夫している。

鋳造工程（メイン業務）

加工検査工程（付随作業）

▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語能力の高い特定技能外国人材が作業要領書をタイ語へ翻訳すると共に、業務上のマニュアルもタイ語で整備している。
- 技能実習生と特定技能外国人材をはじめ、外国人をラインに混在させることにより、外国人同士で技能伝承ができるようになっている。
- 日本に不慣れな技能実習生が体調不良になったときには、特定技能外国人材が親身になって付き添い等をしてくれている。
- 社内外の行事にも、分け隔てなく積極的な参加を促し、社内運動会や社員旅行、地域のお祭り等で交流を図っている。

タイ語作業要領書

運動会（ミノリンピック）、地域の夏祭りへの参加

▶ 特定技能外国人材　本人の声

- Aさん：日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- Bさん：日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。

株式会社府中テンパール

【所在地】中国地方　【従業員数】166人　【分野】素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業

外国人の受入状況：2022年7月現在

- 特定技能１号のベトナム人、5名を受入れ中（1名申請中）。
- その他、技能実習生が10名（国籍はベトナム・ミャンマー）。

▶特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 国籍問わず、また在留資格を問わず人材が財産だと考えており、個々の成長を願い、技能実習生の受入れを継続してきた。
- 単純業務でもなく、極めて高い技術やスキルがなければできない業務でもないような、中間技能の業務を担える人材が不足。技能実習を当社で3年間経験し、関係性も築けている技能実習生を特定技能1号として再度受け入れたいという思いを持っていた。

▶特定技能外国人材の採用方法

- 自社で技能実習2号修了者を採用（一度帰国した後に再来日）。技能実習修了者の中から特に即戦力として期待したい人材について、特定技能1号への在留資格変更を行った。
- また、技能実習受入れ時点で、必ず社長が現地で面接を実施。受入れを決めた実習生には、働くことを通して社会に貢献する喜びや、これまで育ててくれた親への感謝を実感してもらうため、ベトナム現地の孤児院に行くことにしている。
- 特定技能1号として受け入れるにあたっては、本人の保護者にも会いに行き、お子さんがこれからさらに最長5年間、日本で働くことについての意思確認と同意の場を持つようにしている。
- 登録支援機関は利用していない。20年以上の技能実習生の受入れ経験から、外国人受入れに係るノウハウが相当蓄積しているためである。

▶特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地域の清掃活動や、お祭りへの参加、社内イベントの企画・運営等、企業内外の活動にも積極的に関わってもらっている。特に、少子高齢化により地域のお祭りが存続危機になっていたが、町内会から相談を受け、10年前から実習生たちが参加し、盛り上げている。
- 日本語能力向上のため、毎年7月と12月に実施される日本語能力試験を受験する技能実習生、特定技能外国人材を対象に、試験の2～3カ月前から、N2・N3にクラス分けをして、週２～３回の日本語勉強会を開催している（周辺の他社に在籍する技能実習生等も参加）。
- 日本人職員と同様、給与の支払い時には、明細と一緒に、社長から労いの気持ちを書いたメッセージを日本語、母国語で添えて、お礼を伝えている。

お祭りへの参加

社内での日本語勉強会

メッセージ付の給与明細

▶特定技能外国人材　本人の声

- 日本に来たころは苦労ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- 日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。

先進的な受け入れ企業の取組み例（建設分野）

国土交通省

受入企業の紹介

・会社名：コンクリートポンプ株式会社（岐阜県）
・許可業種：とび土工事業

受入企業の取り組み、工夫

- ✓ 資格取得の為の勉強会を実施する。職長安全衛生責任者教育などの特別教育講習等は日本語で行われるため、事前にテキストの内容を会社で教え、講習に参加して確実に資格を積み重ねていく。企業側は外国語を独学で習得し、母国語で参考書の解説も行った。
- ✓ 寮がある町内会の行事には積極的に参加し、ごみ出しや清掃の当番なども担当。こうした活動を続けるうちに、外国人が周辺に住むことに戸惑いがあった地域の人たちとの交流も生まれ、今は溶け込んでいる。
- ✓ コロナ以前は毎年社員旅行や毎月一回食事会を開催。コロナ時は食材の差し入れを行い、その都度個別に相談にも乗り、お互いに信頼関係を作っていく。

活躍の様子

- ✓ 技能検定１級に合格、職長・安全衛生責任者教育も修了し、現場の主任技術者として登録。全国初の特定技能2号の認定を受ける。
- ✓ 優秀外国人建設就労者表彰(国土交通省)を2度受賞。
- ✓ ２級技能士の資格取得後は職長教育を受け、作業主任者として現場をまとめる立場となった。安全に配慮しながら円滑に作業できるように、作業員の性格やスキルを把握するために、作業前のコミュニケーションを心掛けながら仕事をしている。後輩たちの面倒見も良く、現場だけでなく、資格試験の指導も会社と協力して行っている。

就労者の紹介

・中国人男性
・職種：コンクリート圧送

本人の声

- ✓ 初めて日本に来た時は、言語の問題が大きく生活に苦労した。
- ✓ 資格試験に合格し、建設キャリアアップシステムのシルバーを貰い、大きな現場を任せてもらえるようになり、やりがいを感じている。
- ✓ 特定技能2号を取得できたことはとても嬉しい。現在は中国にいる家族の滞在(家族の在留資格認定証明書は取得済み)に向け、準備を進めている。家族とは毎日、テレビ電話を通じてやり取りをしているが、一日でも早く一緒に暮らせる日を心待ちにしている。

先進的な受け入れ企業の取組み例

受入企業の紹介

・企業名：造船所A社
・所在地：広島県
・全従業員数：200名以上
・国籍：ベトナム

母国語翻訳①　～技能スピードの向上、作業効率化の実現～

✓ 専門用語についての用語集を作成
- ・現場作業で頻出する専門用語について、用語集を作成。
- ・日本語のほか、ベトナム語も併記し、理解力の向上につなげている。
- ・現場からは、日本人班長による指示等についてもスムーズに理解できるようになったという声がある。

✓ 母国語翻訳の作業マニュアルを作成・配布
- ・外国人従業員の技能習得スピードを向上させるため、母国語に翻訳したマニュアルを作成。
- ・入社後に実施している研修にて、ベトナム語が併記されている作業マニュアルを外国人従業員全員に配布。
- ・日本語での記載についても、ひらがなやカタカナで記載しているほか、イラストを用いており、外国人従業員が理解しやすいものになっている。

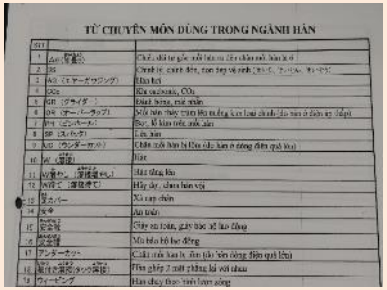

専門用語集

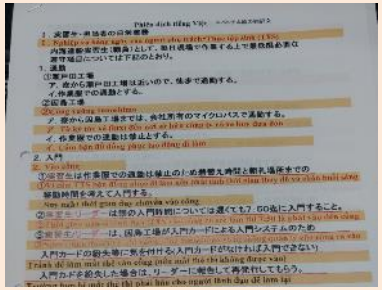
作業マニュアル

受入企業の紹介

・企業名：造船所B社
・所在地：岡山県
・全従業員数：100名以上
・国籍：フィリピン

母国語翻訳②～安全意識の徹底・従業員の体調把握～

✓ 一目見てわかる掲示板
- ・工場内掲示板は、ベトナム語を併記。
- ・掲示板には、写真を用いて良い例と悪い例を掲載し、誰もが一目見て理解できるものとなっている。

✓ 外国人従業者の体調把握
- ・外国人従業員が答えやすいように母国語の問診票を活用
- ・問診票の活用により、通訳が不在でも具体的な症状等を把握することが可能。
- ・病院でも、医師の診療がスムーズに進むようになったという声がある。
- ・問診票は、21言語12科目あり、誰でも無料でダウンロードすることが可能。

参考：「多言語医療問診票」 https://kifjp.org/medical/

工場内掲示板

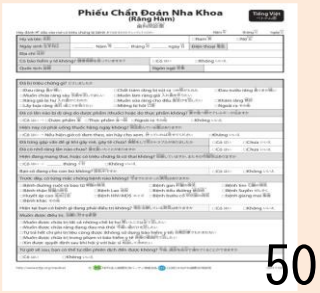

問診票

自動車整備分野における特定技能外国人を受け入れている企業の取組み例

国土交通省

受入企業　A

【受入企業の経営体概要】
所在地：埼玉県　　工員：21名

【特定技能外国人の情報】
受入時期：令和元年９月
人数：１名　　国籍：フィリピン

【受入れ機関の取り組みの一例】
- 住居については、安価な社宅費にて借上げ住宅（２DK）提供
- 社会貢献の希望から、ボランティア活動（富士山清掃）に参加

【特定技能外国人の主な業務】
- 定期点検整備（例：トランスミッションオイル量の確認）

《定期点検整備の様子》

《ボランティア参加風景》

【好事例】
- 同職場及び近隣の系列工場に6名いる自動車整備職種の技能実習生に対して仕事やプライベートの相談や指導を行っており、職場の雰囲気も非常に良好

受入企業　B

【受入企業の経営体概要】
所在地：広島県　　工員：22名

【特定技能外国人の情報】
受入時期：令和元年10月
人数：１名　　国籍：フィリピン

【受入れ機関の取り組みの一例】
- 個人別の目標の設定と、上長による定期的な評価フィードバックを実施。その結果を給与に反映させることでモチベーション向上
- 日本の国家資格である「自動車整備士資格」を取得するという目標があることから勉強会を実施
- 母国の家族との連絡を取りやすくするため、WI-FIを設置

【特定技能外国人の主な業務】
- 定期点検整備（例：排ガス発散防止装置の配管の損傷及び取り付け状況の確認）
- 分解整備（例：ブレーキキャリパの取り替え）

《定期点検整備の様子》

《分解整備の様子》

航空（空港グランドハンドリング）の特定技能外国人の受け入れ企業の取組み例

国土交通省

受入企業の紹介

・本社所在地：東京都
・特定技能外国人の出身国：モンゴル・フィリピン
・受入開始：令和２年度より

受入企業の取り組み、工夫

○就労状況等のフォローアップ

✓ 外国籍従業員による母国語での業務研修や、日常生活における指導等も含めて対応を行っている。
✓ 定期的に生活面や仕事上のことなどの面談を実施し、問題解決や改善を図っている。

○生活サポート

✓ 賃貸住宅の借用に際し、身元保証など会社として支援している。
✓ 基本的な生活必需品（寝具、冷蔵庫、炊飯器、調理器具等）は会社支給。
✓ その他、買物等の移動用として寮に自転車を配備している。

○日本語研修

✓ 社内にて、日本語が上達できる様に日本語の勉強会を開いている。
✓ また、自己の成長度合いを確認できる様、日本語検定制度を社内で設けるなど、日本での生活が充実する応援をしている。

業務の様子
（機内清掃）

日本語研修の様子

受入れ式の様子

受け入れ企業の声

✓ これまで当分野では妥当な在留資格がなく留学生アルバイトに頼っていたが、特定技能外国人を採用することで、社員として責任ある仕事を任せられるられるようになり、仕事の品質も上がった。

実習生の声

✓ もともと航空業界に興味を持っており、この会社に入れてよかった。
✓ 就業前・就業後のサポートが充実しており、大変感謝している。
✓ 航空分野の特定技能資格試験を取得し、採用試験を受けて就職した。アルバイトから社員として働けるようになって良かった。
✓ 仕事は楽しく困っていることはない。わからないことは必ず聞いて解決している。
✓ お給料が良く、満足しています。

宿泊分野における特定技能外国人材の受け入れ企業の取組み例

国土交通省

受入企業の紹介

・所在地：長野県
・特定技能外国人材の出身国：ミャンマー、ネパール等
・受入開始：平成27年度頃より

受入企業の取り組み、工夫

○個々のビジョン・目的に合わせたキャリアプランの作成・業務の割り当て
✓ 従事する業務は、帰国後のビジョンや日本でのキャリア展望に合わせてカスタマイズする。例えば、5年で帰国を考えている場合、極力帰国後のビジョンに即した業務を、日本で長期的に宿泊業の経験を積みたい場合はローテーションを軸にしつつも、専門性も身につけられるようキャリアプランを作成し、業務を割り当てている。

○きめ細やかな生活サポート
✓ 社員寮を完備。
✓ 生活必需品の買い出しは社員用バスを用意し支援。

○レベル別の日本語教育
✓ 自社で週1回、日本語研修を実施。日本語能力検定前には対策授業を行っている。
✓ 日々の会話の中から、日本語能力向上に繋がるよう、日本人スタッフが積極的に会話を実施。

外国人材の声

✓ 主にレストランサービス業務等に従事している。役職に登用されるチャンスがあり、やりがいがある。
✓ お客様から直接声を掛けられたり、アンケートで自分の名前を挙げて評価を受けたりする機会が多く、モチベーションになっている。
✓ 生活で困ったことがある場合は、池の平ホテル＆リゾーツのスタッフがサポートしてくれるため、生活に満足している。
✓ スタッフみんなが仕事をしやすく楽しむ現場を作る必要がある。お客様の満足できるサービス提供もしたいので、やりがい大きい。
✓ 日本の接客業を自分の国でも広げていきたい。
✓ お客様がどういうことを考えているのか想像しながら働くのは難しいですが、やりがいがあり楽しいと思っています。
✓ 全て教えてもらってから勉強するのではなく、自分が分からないときは隣の先輩に聞いたり自分で見て勉強して頑張りたい。

取組の効果と今後の展望

○ キャリアアップのための特定技能の積極的活用と外国人材の学びのモチベーションにつながる制度づくり
✓ 特定技能制度によって、外国人材の携わることができる業務の幅が広がったことは、国内人材同様に、外国人材を育成できるチャンスと捉えている。宿泊業界で働くことで身につけられるスキルを明確に、学びのモチベーションアップ、キャリアアップにつながる制度づくりとともに、様々な業務で貢献してくれる貴重な人材としてより一層育成に力を入れたい。

✓ 外国人材は仕事に対する価値観が日本人とは大きく異なる。意見の食い違いが生じることもあるが、対話を重視し、都度面談をして互いの理解を深めている。日本人も同世代のグローバル人材に刺激を受け、相互に尊重し、理解しあえる関係を構築している。今後は、帰国した元スタッフが母国で立ち上げた事業との協業など、人とのつながりによるグローバル展開も目指したい。

特定技能等外国人材の受入れの優良事例

農林水産省

農業

【受入れ機関概要】（令和４年３月現在）　特定技能

〇所在地：千葉県山武郡横芝光町

〇従業員：日本人15名　外国人10名（インドネシア、タイ）
計25名

〇主な作物：水稲、長ネギ

☆ＪＧＡＰ認証（※）を取得。
☆従業員が働き続けたいと思える環境づくり。

（※）食品安全・労働安全・環境保全・人権福祉など持続可能な農場経営への取組みに関し、日本の標準的な農場にとって必要十分な内容を網羅した基準。

【取組状況】

・一般企業と同じような労働環境を整備したいと考え、法人化。
・会社で費用負担し、機械免許の取得を支援。積極的に機械類の操作も教えている。
・日本人、外国人が共通して昇給できる仕組みを整備。
・母国語で注意書きを掲示するとともに、細かいニュアンスを伝える場面ではテレビ電話を利用して通訳を介して説明。

【その他】

・休日は原則週休２日。
・日常で気軽に使えるよう外国人従業員用の自動車を購入予定。

農作業の風景

漁業

【受入れ機関概要】（令和３年３月現在）　技能実習

〇漁業種類：いか釣り
〇所在地：石川県
〇実習生：135人（インドネシア）

【受入れ機関の取組】

〇カレンダー制作活動

・故郷の絵が描かれたインドネシアのカレンダーを作成し、各自がインドネシアの家族に送って元気を届けるメッセージ活動を実施。

〇DVD制作活動

・インドネシア人漁業実習生バンドを結成（バンド名：チュミ・ボーイズ*）し、「インドネシアがんばれ」と題したインドネシアの歌を収録したDVDを製作。インドネシア大使館にプレゼント。

＊「チュミ」はインドネシア語で「イカ」を意味する

〇スピーチコンテスト

・県内の外国人在住者を対象とした日本語スピーチコンテストの出場枠8名に定置漁業実習生１名が選出。「想像と現実」という演題で、実習生として選ばれた時の喜びや、日本に来るまでに描いていた日本への空想と実際に石川県珠洲市での生活が始まり気づいた大きな違いについて発表。

カレンダーに描かれた故郷の絵

スピーチコンテスト

54

特定技能等外国人材の受入れの優良事例

農林水産省

飲食料品製造業

【受入れ機関概要】（令和4年３月現在）

特定技能

○所在地：三重県
○事業内容：糸引納豆製造販売
○従業員数： 約100名

【外国人材の受入れ状況】
受入れ数：４名（内訳：ベトナム人）

【受入れ機関の取組】

・14年ほど前から技能実習生を受け入れ、人材不足を補うために特定技能外国人材を採用。

・外国人とのコミュニケーションを図るため、外国人が日本人従業員に母国の言葉を教える講習会を開催。実際に言葉を学ぶことにより、相手国の事情や文化が理解でき、従業員同士のコミュニケーションがより円滑に図られている。

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以前は行っていたボランティアの清掃活動やバーベキューなどの社内行事も、相互理解を深めるため状況を見て今後開催を検討。

・社内や社外の公的な資格取得を促進し、一人でも責任ある仕事ができる人材に成長できるよう、企業としてのサポートを継続する。

← 職場での特定技能の方の就労状況 ↑

外食業

【受入れ機関概要】（令和２年２月現在）

特定技能

所在地：大阪府

店舗数：７店舗　従業員：約80人

業態：餃子・ラーメン・中華料理店

【外国人材の状況】

Ｄさん（男性・26歳・ベトナム出身・2017年来日・Ｎ４取得）

受入れ開始：令和元年８月

【受入れ機関の取組】

・会社として様々な在留資格の外国人を採用し、いくつかのキャリアプランを策定している。
・外国人には、繁忙で仕事に追われる都心立地店ではなく、あえて郊外店でしっかり日本語や習慣を身につけてもらいつつ、店では中心スタッフとして働いてもらうことで本人のやる気向上を図っている。更に、地方店に外国人を配置することで、地域の人材不足解消も目指している。
・同じ出身国のマネージャによりアドバイスを受けられるようにすることで、外国人にとって働きやすい体制となるよう心がけている。

Dさんが働くお店の外観

厨房に立つDさん

ビルクリーニング分野における特定技能等外国人の受入れ事例

厚生労働省

受入企業の紹介

業種：ビルメンテナンス企業　所在地：東京都、神奈川県
在留資格別人数：技能実習生53名、特定技能5名（全員ベトナム出身）
受入開始：実習生は2016年8月～、特定技能は2019年10月～

特定技能外国人の紹介

ベトナム人女性　27歳
日本語能力試験Ｎ３合格
技能実習２号修了後、特定技能に

受入企業の取組や工夫

○企業単独型の強みを生かした教育

入国前後の研修にビルクリーニングのプログラムを取り入れることにより、より深い教育が実現し、実習開始がスムーズに

○評価制度・福利厚生の充実

- 日本語検定、ビルクリーニング技能試験、社内評価試験に合格すると基本給が昇給するなど、技能実習・特定技能の賃金改定規程を作成
- 実習修了後の目標設定と昇給額を明確化することにより、外国人材のモチベーションが向上
- グループ会社間でボーリング大会、登山イベントなどの社内交流を実施し、日本人・外国人材のチームワークを強化

○生活面のサポート

- 自社宿舎を用意し、先輩との同居により生活面の不安を解消
- 携帯電話、Wi-Fi無料提供により母国の家族と通話できる環境を整備
- ベトナム人の通訳を雇用し、母国語での相談に応じることや病院へ同行することで不安解消

＜登山イベント＞

特定技能外国人の声

- 来日前は不安だったけど、会社がサポートしてくれたので、早く生活に慣れることができた
- 日本のビルクリーニング技術、日本語、日本の文化を理解できたので、この会社で働けてよかった
- 将来は、ベトナムで日本語関係の仕事や、日本に行きたい人の手伝いをしたい

受入企業の声

- 当社では、技能実習２号修了者のステップアップとして、特定技能制度を活用している。技能実習の期間を含め最大8年間の就労が見込まれるため、技能実習生に対する指導といった活躍を期待している。

技能実習（３年） → 特定技能（5年） → 8年

- 契約先からは、特定技能外国人の働きぶりに対し、「実習生の頃より責任感が強くなって頑張っている」との評価をいただいている。
- 特定技能外国人自身も、実習生から正規職員になったことで、実習生の時よりも高度な仕事を任され、やりがいを持って仕事をしている。

2. 鉄道分野における受入れに係る事項

鉄道分野における人手不足の状況

国土交通省

○鉄道業界では、保線等に従事する作業員の不足による終電の繰り上げや、運転士の不足による運行本数の減便等が発生しており、人手不足への対応が喫緊の課題となっている。

➢ 鉄道事業者の職員数の推移

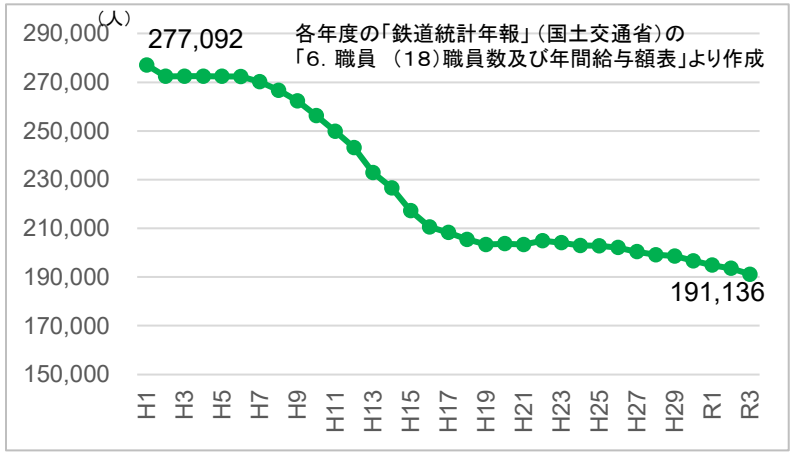

➢ 鉄道事業者の現業部門の職員数

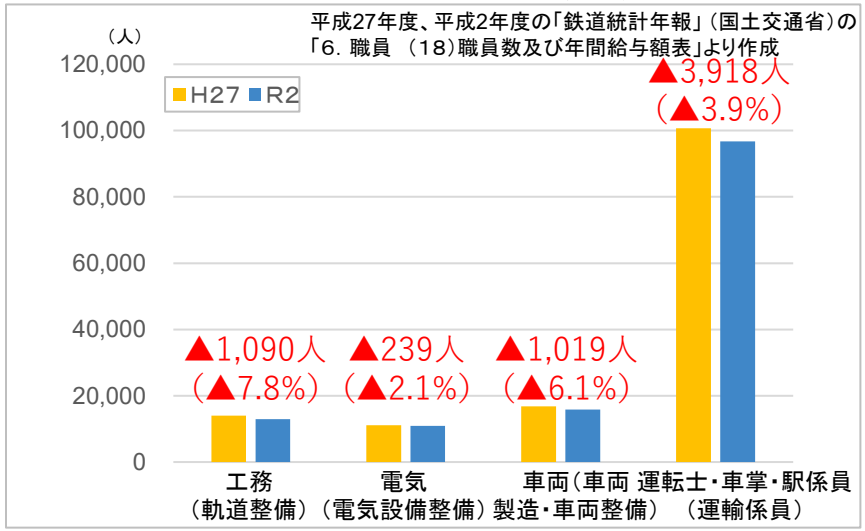

➢ 鉄道分野の有効求人倍率

令和5年度
3．45倍※1（全職業平均　1．17倍※2）

※1厚生労働省により、令和4年改定「厚生労働省編職業分類」における「鉄道運転士」「車掌」「旅客・貨物係事務員」「鉄道車両入換・編成作業員」「鉄道線路工事作業員」「電気工事作業員」「輸送用機器製造技術者（自動車を除く）」「輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）」について、各々の有効求人数、有効求職者数をそれぞれ合算したものを用いて算出
※2「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」（厚生労働省）における「第21表-7有効求人倍率（パート含む常用）」より抜粋

➢ 有効求人倍率の推移（工事関連業務）

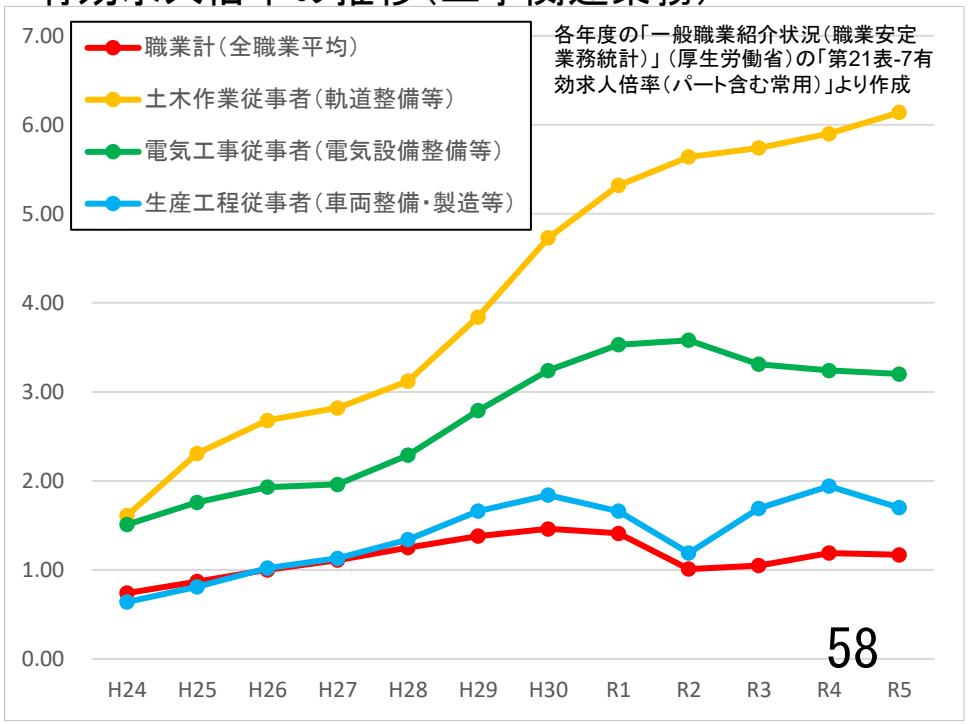

鉄道の利用状況の推移

国土交通省

○鉄道の輸送人員は、2020年4月～5月にはコロナ前の5割程度まで低下したが、9割程度まで回復（JR：88%、民鉄：90%）

※2024年1月時点

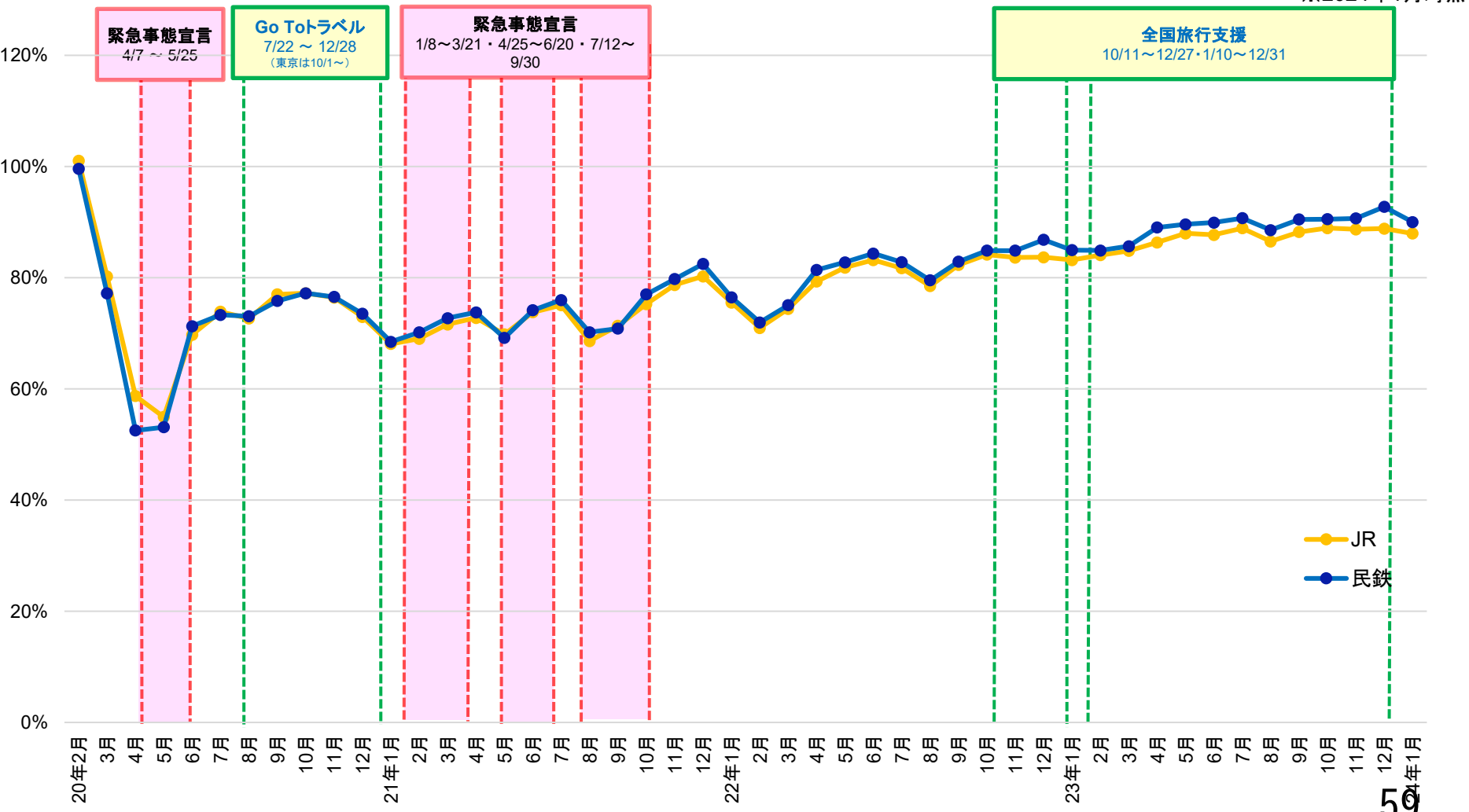

※ 鉄道輸送統計調査（鉄・軌道旅客輸送総括表、旅客数量）より作成。
※ 2018年度との比較。

新幹線の利用状況の推移

国土交通省

○新幹線の輸送人員も、コロナ前と同程度まで回復

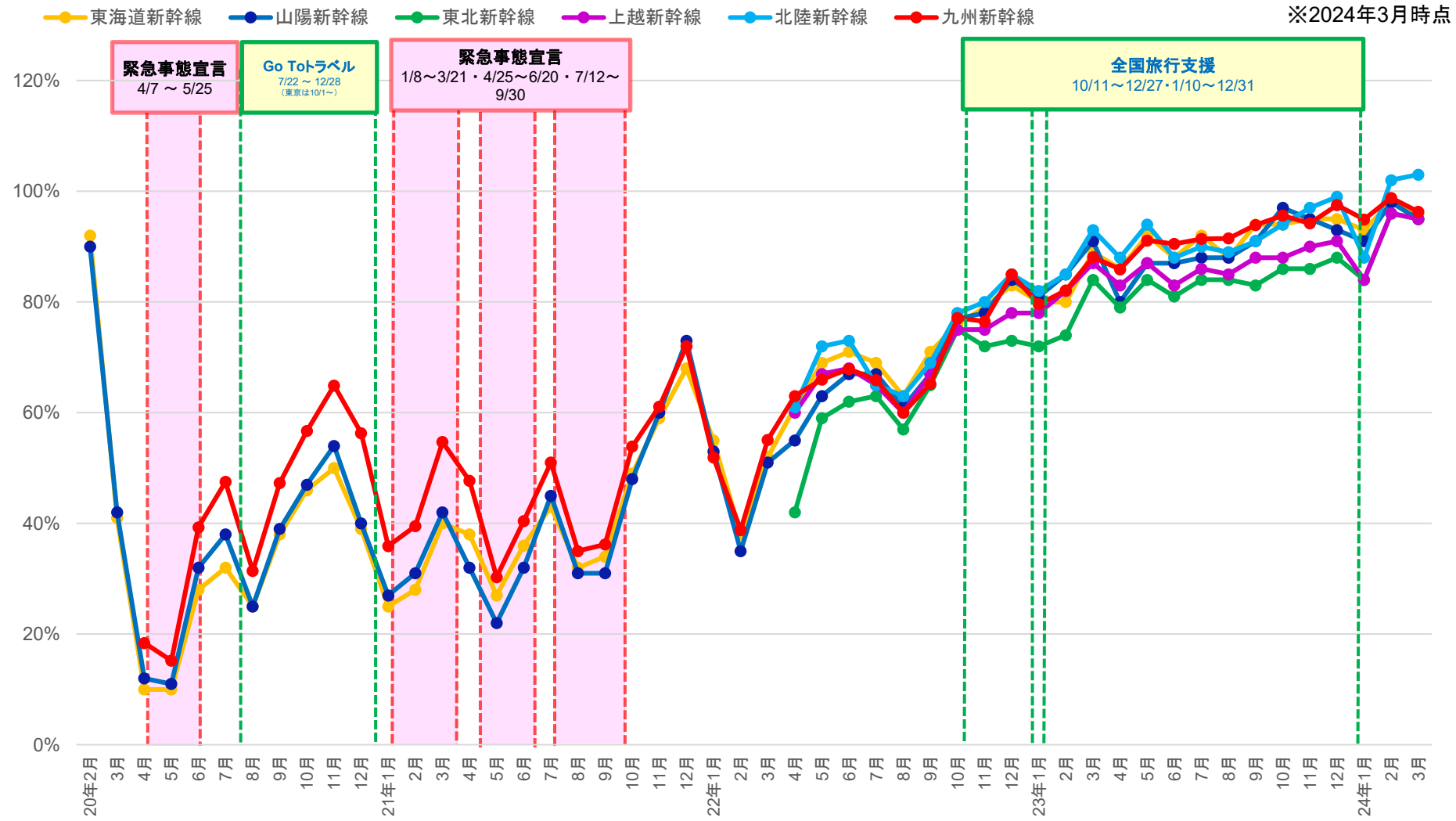

※ 各新幹線データの最新の月のうち、東海道新幹線、九州新幹線は確定値、山陽新幹線、東北新幹線、上越新幹線、北陸新幹線は速報値となっている。

※ 前年比（旅客数）について、特に2020年2月以降にコロナによる影響を大きく受けその影響を排除するため、2021年2月より、2018年度（山陽新幹線のみ2019年）のデータと比較している。

※ 各社HP公表資料より作成。

特定技能制度への鉄道分野の追加（概要）

国土交通省

〇鉄道業界における人手不足への対応のため、外国人材の活用に向けて、輸送の安全確保を前提に、専門性にも配慮しつつ、令和6年3月、特定技能制度へ鉄道分野を追加。

軌道整備※

軌道検測作業、レール交換作業、
バラスト交換作業、まくらぎ交換作業等

軌道整備イメージ
（レール交換作業）

電気設備整備

ケーブル・管路、信号機、転てつ機、軌道回路、
電路設備等の電気設備修繕、点検作業等

電気設備整備イメージ
（転てつ機点検作業）

車両整備※

鉄道車両のメンテナンス作業等

車両整備イメージ
（輪軸検査作業）

車両製造

鉄道車両、車両部品の製造等

車両製造イメージ
（配線配管作業）

運輸係員

運転士、車掌、駅構内のポイント操作を行う駅係員等

運輸係員イメージ

※技能実習制度の職種 （鉄道施設保守整備、
鉄道車両整備等）からの移行が可能

【受入見込み数】最大3,800人（2028年度まで）

＊上記5業務区分のうち、運転士を含む運輸係員は、運輸指令とのコミュニケーションや異常時の避難誘導等の緊急時の対応が求められるため、他分野よりも一段高い日本語能力試験N3に加え、日本語による技能評価試験により専門用語や異常時を含む対応を確認。

分野別運用方針・運用要領（１）

国土交通省

業務区分・技能試験・日本語試験

業務区分	業務内容※	技能試験（日本語にて学科試験・実技試験を実施）		日本語試験
		試験名	実施主体	
軌道整備	軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等	鉄道分野特定技能1号評価試験（軌道整備）	一般社団法人日本鉄道施設協会	・国際交流基金日本語基礎テスト ・日本語能力試験（N4以上） ・そのほか、日本語教育の参照枠のA2相当以上の水準と認められるもの
電気設備整備	電路設備、変電所等設備、信号保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等	鉄道分野特定技能1号評価試験（電気設備整備）	一般社団法人鉄道電業安全協会	
車両整備	鉄道車両の整備業務等	鉄道分野特定技能1号評価試験（車両整備）	一般社団法人日本鉄道車両機械技術協会	
車両製造	鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等	鉄道分野特定技能1号評価試験（車両製造）	一般社団法人日本鉄道車輌工業会	
		技能検定3級（機械加工・仕上げ・電子機 器組立て・電気機器組立て・塗装）	都道府県（一部事務は都道府県職業能力開発協会）	
運輸係員	駅係員、車掌、運転士等	鉄道分野特定技能1号評価試験（運輸係員）	一般社団法人日本鉄道運転協会	・日本語能力試験（N3以上） ・そのほか、日本語教育の参照枠のB1相当以上の水準と認められるもの

※これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない

分野別運用方針・運用要領（２）

国土交通省

受入れ見込み数

最大3，800人（2028年度まで）

特定技能所属機関（外国人受入れ企業）に特に課す条件

1．鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。
2．国土交通省が設置する「鉄道分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。（次ページ参照）
3．協議会に対し、必要な協力を行うこと。
4．国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
5．登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記2、3、4に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

分野別運用方針・運用要領等（３）

国土交通省

目的

協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関（外国人材受入れ企業等）が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図り有用な情報を共有すること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

構成員

鉄道分野特定技能協議会

有識者
- 加藤浩徳（東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授）
- 清水寛子（エスハイKAIZEN吉田スクール副校長）
- 住野敏彦（全日本交通運輸産業労働組合協議会議長）

特定技能所属機関（外国人材受入れ企業等）

登録支援機関※

業界団体等
- 海外鉄道技術協力協会
- 日本民営鉄道協会
- 日本地下鉄協会
- 第三セクター鉄道等協議会
- 日本鉄道電気技術協会 等

試験実施機関
- 日本鉄道施設協会
- 日本鉄道運転協会
- 鉄道電業安全協会
- 日本鉄道車輌工業会
- 日本鉄道車両機械技術協会

関係省庁
- 警察庁
- 法務省
- 外務省
- 厚生労働省
- 国土交通省（鉄道局技術企画課（事務局））

※特定技能所属機関との支援委託契約により、諸手続等の支援を行う。

活動内容

① 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
② 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
③ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
⑥ 地域別の人手不足の状況の把握・分析
⑦ 前号の把握・分析を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や、特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む 。）
⑧ 生産性向上や国内人材確保のための取組の調査・啓発
⑨ 特定技能所属機関及び登録支援機関に対する構成員であることの証明
⑩ その他、協議会の目的を達成するために必要な情報・課題の共有等

分野別運用方針・運用要領（４）

国土交通省

技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

1. 次ページに示す技能実習2号を良好に修了した者は、
   対応する技能試験・日本語試験を免除する。
2. 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者は、
   日本語能力試験を免除する。（運輸係員を除く）

分野別運用方針・運用要領（５）

業務区分	技能実習2号移行対象職種		技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
軌道整備	鉄道施設保守整備	軌道保守整備	軌道の新設、改良、修繕に係る作業・検査等に従事することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められる。
車両整備	鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	鉄道車両の解ぎ装、装置の分解組み立て、検査修繕作業等に従事することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められる。
		空気装置検修・解ぎ装	
車両製造	機械加工	普通旋盤	機械・器具の使用その他の基本的な知識・経験に基づく製造作業を行うことができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められる 。
		フライス盤	
		数値制御旋盤	
		マシニングセンタ	
	金属プレス加工	金属プレス	
	鉄工	構造物鉄工	
	仕上げ	治工具仕上げ	
		金型仕上げ	
		機械組立仕上げ	
	電子機器組立て	電子機器組立て	
	電気機器組立て	回転電機組立て	
		変圧器組立て	
		配電盤・制御盤組立 て	
		開閉制御器具組立て	
		回転電機巻線製	
	塗装	金属塗装	
		噴霧塗装	
	溶接	手溶接	
		半自動溶接	

分野別運用要領別冊の概要（１）（調整中）

第１　特定技能外国人が従事する業務

【主たる業務】

○軌道整備：軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等

○電気設備整備：電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等

○車両整備：列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等

○車両製造：素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等

○運輸係員：ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等

※鉄道営業法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要

分野別運用要領別冊の概要（２）（調整中）

国土交通省

第２　特定技能外国人が有すべき技能水準等

【確認対象の書類】

〇本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる鉄道分野特定技能１号評価試験又は技能検定３級の合格証明書の写し

〇日本語能力を証するものとして次のいずれか

・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し（運輸係員の業務区分を除く）

・日本語能力試験（N４以上（運輸係員の業務区分についてはN３以上））の合格証明書の写し

＊技能実習２号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N４以上）のいずれの試験も免除（ただし、日本語能力試験（N３以上）の合格が求められる運輸係員の業務区分は除く）。

〇本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号修了者の場合

・技能実習２号修了時の技能検定等に合格している場合

本要領別表の「試験免除等となる技能実習２号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定３級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し

・技能実習２号修了時の技能検定等に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書

分野別運用要領別冊の概要（３）（調整中）

国土交通省

第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

○　鉄道分野の特定技能外国人を受入れる特定技能所属機関は、国土交通省鉄道局のホームページに示す鉄軌道事業者、若しくは「第１　特定技能外国人が従事する業務」の【主たる業務】に示す各業務区分の対象となる業務を行う者でなければなりません。
（URL：https://www.mlit.go.jp/statistics/details/content/001740685.pdf）

【確認対象の書類】
・鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１６－１号）（特定技能所属機関）
・鉄道分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の写し（特定技能所属機関）
・鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１６－２号）（登録支援機関）
・鉄道分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の写し（登録支援機関）

分野別運用要領別冊の概要（４）（調整中）

第４　適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【確認対象の書類】
・「第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第５　上陸許可に係る基準

○１号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後５年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】
・鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１６－１号（特定技能所属機関））

上乗せ告示（調整中）

国土交通省

（1）特定技能1号の在留資格をもって上陸しようとする者に係る基準

特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣の対象とするものではないこと。

（2）特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準

特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当すること。

① 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。
② 国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
③ 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
④ 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
⑤ 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託する場合にあっては、②から④までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
⑥ 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

（参考）分野別運用方針等の本文リンク先

国土交通省

以下の文書本文については、国土交通省鉄道局のHPに掲出しております。

URL：https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html

【方針・要領】
〇鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（令和6年3月29日閣議決定）
〇「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和6年4月19日）
〇特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-鉄道分野の基準について-※

【鉄道分野特定技能協議会】
〇鉄道分野特定技能協議会規約（令和6年8月14日）
〇鉄道分野特定技能協議会運営規程（令和6年8月14日）

【関係法令】
〇出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件※

※現在調整中文書につき、2024年9月27日時点では非公表

（参考）特定技能外国人就労開始までの主なフロー（イメージ）

・職業紹介事業者（登録支援機関を兼務する場合を含む。）等やマッチングイベント等を活用して外国人材へのリクルートが可能
・今後、協議会等において効率的なリクルート方法について検討を継続

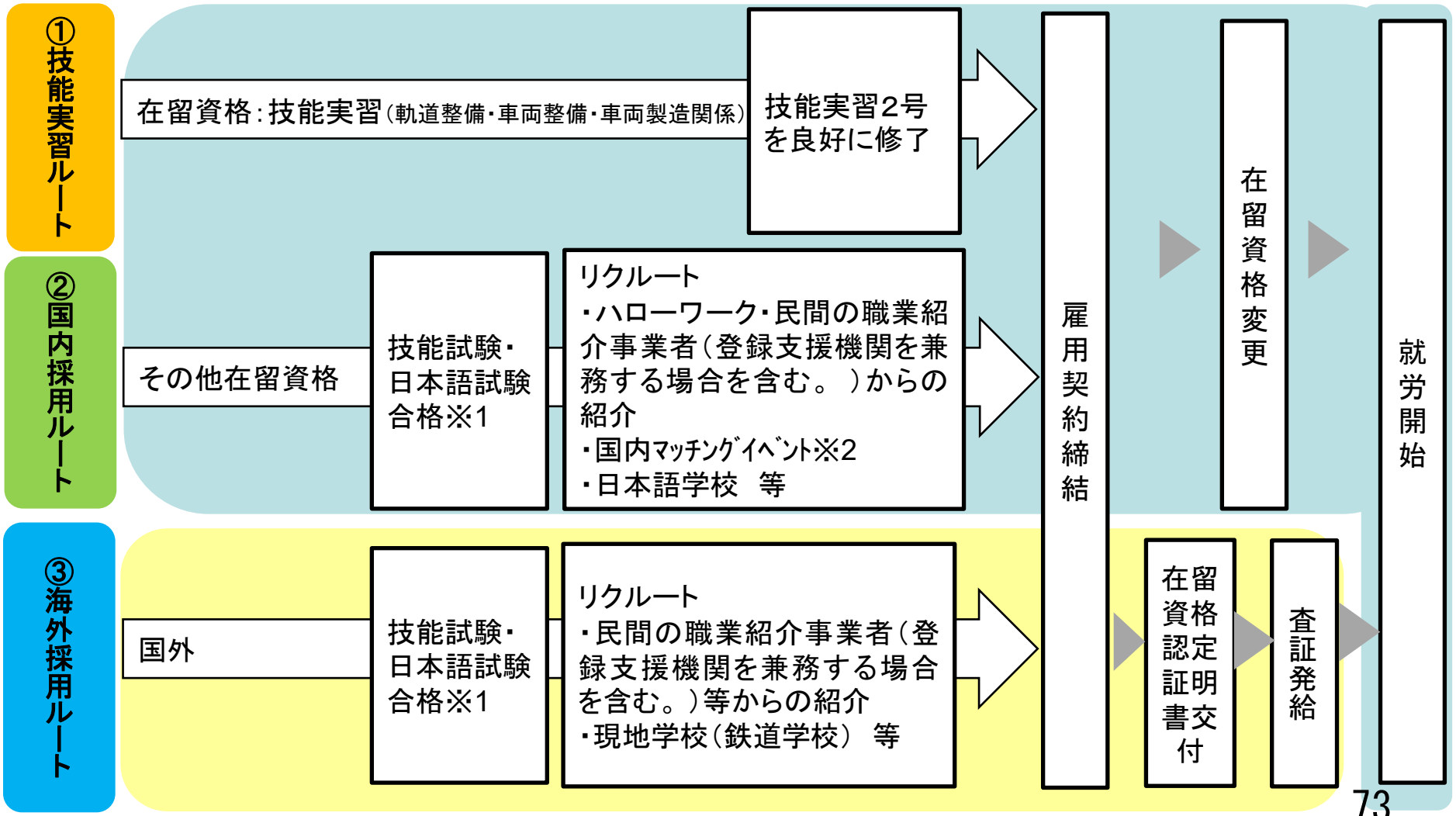

※1　技能試験・日本語試験合格はリクルート後でも可
※2　出入国在留管理庁では、国内在住外国人を対象とした無料の対面型企業説明会及びオンラインマッチングイベントを開催している。

（参考）鉄道分野における外国人材の主な受入れパターン

国土交通省

分類		試験・条件等	受入れ見込み時期
A. 技能実習・育成就労※（国内在留）からの移行 ※今後、技能実習は発展的に解消、育成就労制度が創設される	1．技能実習2号修了※（移行対象職種） ※技能実習生として入国後3年経過	（試験不要）	・令和6年度以降
	2．技能実習2号修了前（移行対象職種）	・技能試験（国内受験） ・日本語試験（国内受験）	・技能試験準備が整う令和7年春以降
	3．技能実習2号修了※（移行対象職種以外） ※技能実習生として入国後3年経過	・技能試験（国内受験）	・技能試験準備が整う令和7年春以降
	4．技能実習2号修了前（移行対象職種以外）	・技能試験（国内受験） ・日本語試験（国内受験）	・技能試験準備が整う令和7年春以降
	5．育成就労修了・修了前（育成就労産業分野に依らず）	・技能試験（国内受験） ・日本語試験（国内受験）	・育成就労制度の施行（令和9年頃）から約3年後
B.海外在住者の受入れ		・技能試験（海外受験） ・日本語試験（海外受験）	・今後の海外における技能試験の準備状況による
C. 国内在留者（留学生等）の受入れ		・技能試験（国内受験） ・日本語試験（国内受験）	・技能試験準備が整う令和7年春以降

今後のスケジュール（予定）

国土交通省

○2024年9月27日（本日）

・第1回鉄道分野特定技能協議会

※第2回は鉄道分野特定技能1号評価試験の状況や特定技能外国人の受入れ状況を踏まえ必要に応じて開催

○2024年9月下旬

・法務省令等の改正※1、上乗せ告示※2の公布、施行

※1：出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令等

※2：出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が基準を定める件(仮称)

○2025年春頃

・鉄道分野特定技能1号評価試験開始（国内）

※海外における鉄道分野特定技能評価試験開始時期は未定

（参考）各日本語試験とレベル目安

国際交流基金日本語基礎テストとは
（Japan **F**oundation **T**est for **Basic** Japanese : **JFT-Basic**）

1. テストの目的

目的　:**「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力」**があるかどうかを判定

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR：Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment）、
「**JF日本語教育スタンダード**」の考えに基づく

※「JF日本語教育スタンダード」:
CEFRに沿って国際交流基金が開発した、「相互理解のための日本語」を理念とする日本語教育のための枠組み

活用　：　在留資格「特定技能１号」を得るために必要な日本語能力水準を測るテストとしても活用

5. レベルの目安

レベル指標：
「JF日本語教育スタンダード」が日本語の熟達度として採用している
CEFRの枠組みに沿った、**「日本語で何がどれだけできるか」**という
課題遂行能力

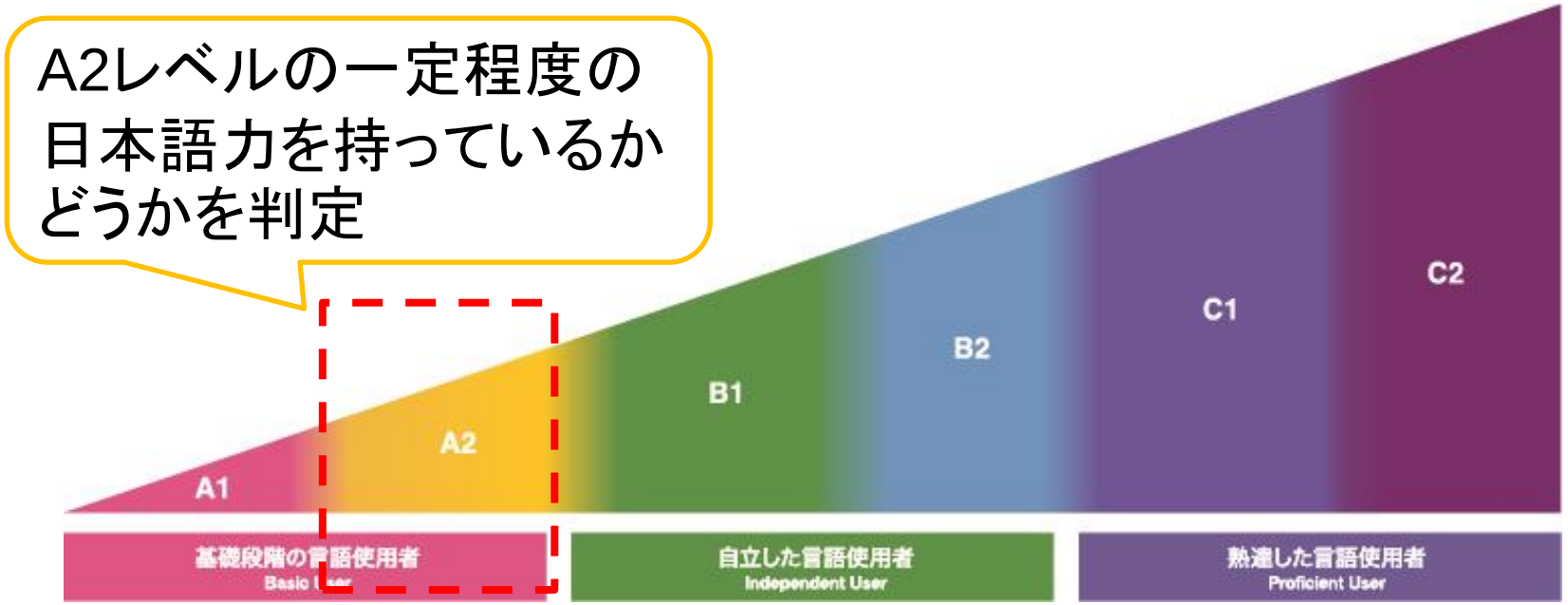

Can-doの6つのレベル

5. レベルの目安

A2レベルの目安（隣接するレベルとの比較）

レベル	レベルの目安
B1	・仕事、学校、娯楽で普段出合うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。 ・その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。 ・身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。
A2	**・ごく基本的な個人的情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。 ・簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応ずることができる。 ・自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。**
A1	・具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。 ・自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。 ・もし相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

CEFRの共通参照レベル：全体的な尺度

（参考）日本語能力試験（概要）

実施主体　公益財団法人日本国際教育支援協会（国内）、独立行政法人国際交流基金（海外）

対　象　日本語を母語としない者

目　的　日本国内及び海外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定する。　※昭和59年より実施

試験実施　年２回、全国47都道府県、海外84の国・地域の247都市　　**受験料**　7,500円(税込)

受験実績

（令和５年度第２回／国内）

レベル	N1	N2	N3	N4	N5	合計
応募者数	51,813	73,583	79,448	49,004	4,553	258,401
受験者数	45,050	67,033	74,573	45,891	4,000	236,547
認定者数	12,514	22,596	23,827	15,130	2,236	76,303
認定率	27.8%	33.7%	32.0%	33.0%	55.9%	32.3%

試験内容

難 ↕ 易

レベル	試験科目<試験時間>		
N1	言語知識（文字・語彙・文法）・読解 <110分>		聴解 <55分>
N2	言語知識（文字・語彙・文法）・読解 <105分>		聴解 <50分>
N3	言語知識（文字・語彙）<30分>	言語知識（文法）・読解 <70分>	聴解 <40分>
N4	言語知識（文字・語彙）<25分>	言語知識（文法）・読解 <55分>	聴解 <35分>
N5	言語知識（文字・語彙）<20分>	言語知識（文法）・読解 <40分>	聴解 <30分>

日本語能力試験 各レベルの目安

	認定の目安	Can-Doの例 *
N1	**幅広い場面で使われる日本語を理解することができる** 【読む】幅広い話題について書かれた、新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや 詳細な表現意図を理解することができる。 【聞く】幅広い場面において、自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。	・論説記事（例：新聞の社説など）を読んで、主張・意見 や論理展開が理解できる。 ・関心ある話題の議論や討論に参加して、意見を論理的に述べることができる。
N2	**日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い 場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる** 【読む】幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。 【聞く】日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。	・身近で日常的な話題についての新聞や雑誌の記事を読んで、内容が理解できる。 ・最近読んだ本や見た映画のだいたいのストーリーを 書くことができる。
N3	**日常的な場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる** 【読む】日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。 【聞く】日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある 会話を聞いて、話の具体的な内容を、登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。	・短い物語を読んで、だいたいのストーリーが理解できる ・店で買いたいものについて質問したり、希望や条件を 説明したりすることができる
N4	**基本的な日本語を、理解することができる** 【読む】基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。 【聞く】日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。	・身近で日常的な話題（例：趣味、食べ物、週末の予 定）についての会話がだいたい理解できる。
N5	**基本的な日本語を、ある程度理解することができる** 【読む】ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。 【聞く】教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ること ができる。	・日常的なあいさつと、その後の短いやりとりができる（例：「いい天気ですね」など）

＜日本語能力試験の活用例＞

- **専修学校又は各種学校において「留学」の在留資格で教育を受けるに足りる日本語能力【N1又はN2程度】**
- **日本出入国管理上の優遇制度でのポイント付与　【N1及びN2】**
- **ＥＰＡに基づく看護師・介護福祉士の来日候補者選定：ベトナム【N3以上】、フィリピン【N4程度又はN5】、インドネシア【N4程度】**
- **在留資格の日本語能力：日本語学校、一部大学別科「留学」【N5レベル】、「特定技能」【N4以上】**
- **厚生労働省所管の国家試験（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の受験資格認定【N1】**
- **中学校卒業程度認定試験における国語の試験免除【N1又はN2】**
- **日本の民間企業では、現地等での採用、昇格等条件として自主的に日本語能力試験合格を条件としている場合がある。**

*「日本語能力試験 合格者と専門家の評価による レベル別Can-do リスト －わたしが日本語でできること－」（国際交流基金・公益財団法人日本国際教育支援協会）より一部抜粋

（参考）「日本語教育の参照枠」の概要

文部科学省

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠（報告）」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック!」等を作成・公開している。

＊CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

日本語教育の参照枠

1.「日本語教育の参照枠」の全体像

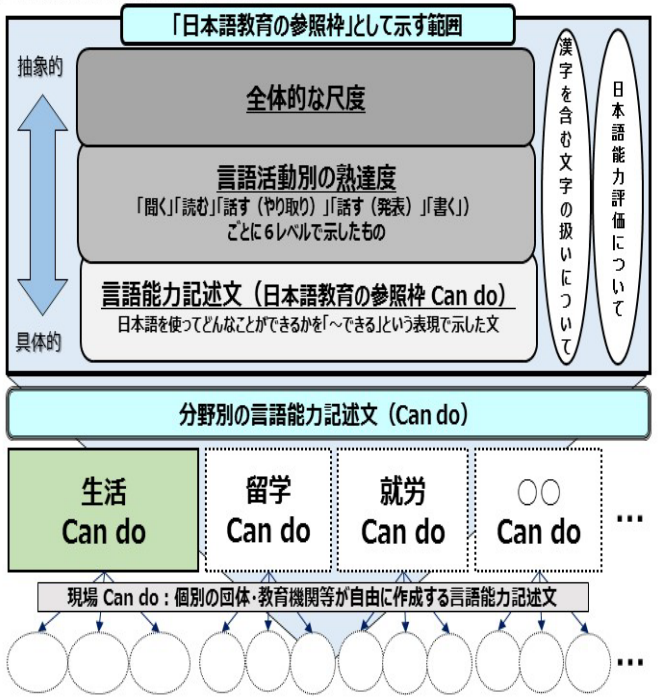

2．日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
  - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
  - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
  - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテクストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテクストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

5つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）

聞くこと　読むこと

話すこと（やりとり）　話すこと（発表）　書くこと

期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与する。

鉄道分野特定技能協議会加入手続き等

国土交通省

資料3

「鉄道分野特定技能協議会運営規程（令和6年8月14日）」に以下手続きを規定。
①特定技能所属機関の鉄道分野特定技能協議会加入手続き※
②登録支援機関の鉄道分野特定技能協議会加入手続き※
※変更・退会手続き等も規定

①特定技能所属機関

加入届出書（兼構成員資格証明書）（第1号様式）の提出
必要事項を記入の上、以下の書類とともに鉄道局技術企画課へメールで提出をお願いいたします。
＜添付書類＞
・各業務区分に係る事業を営む者であることを証明する書類の写し等（鉄軌道事業者は除く）

構成員資格証明書（兼加入届出書）（第1号様式）の公布
届出内容を確認し、問題がなければ、受付番号や協議会構成員番号等を記載した構成員資格証明書をメールで送付いたします。

②登録支援機関

加入届出書（兼構成員資格証明書）（第2号様式）の提出
必要事項を記入の上、鉄道局技術企画課へメールで提出をお願いいたします。

構成員資格証明書（兼加入届出書）（第2号様式）の公布
届出内容を確認し、問題がなければ、受付番号や協議会構成員番号等を記載した構成員資格証明書をメールで送付いたします。

育成就労制度の概要

資料４

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

令和６年６月２１日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和６年６月２１日から起算して３年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での３年間の就労を通じて**特定技能１号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針を策定**する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（３年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや受入環境整備の取組

・送出国と**二国間取決め（ＭＯＣ）の作成**や**送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など**、送出しの適正性を確保する。

・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。

・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ

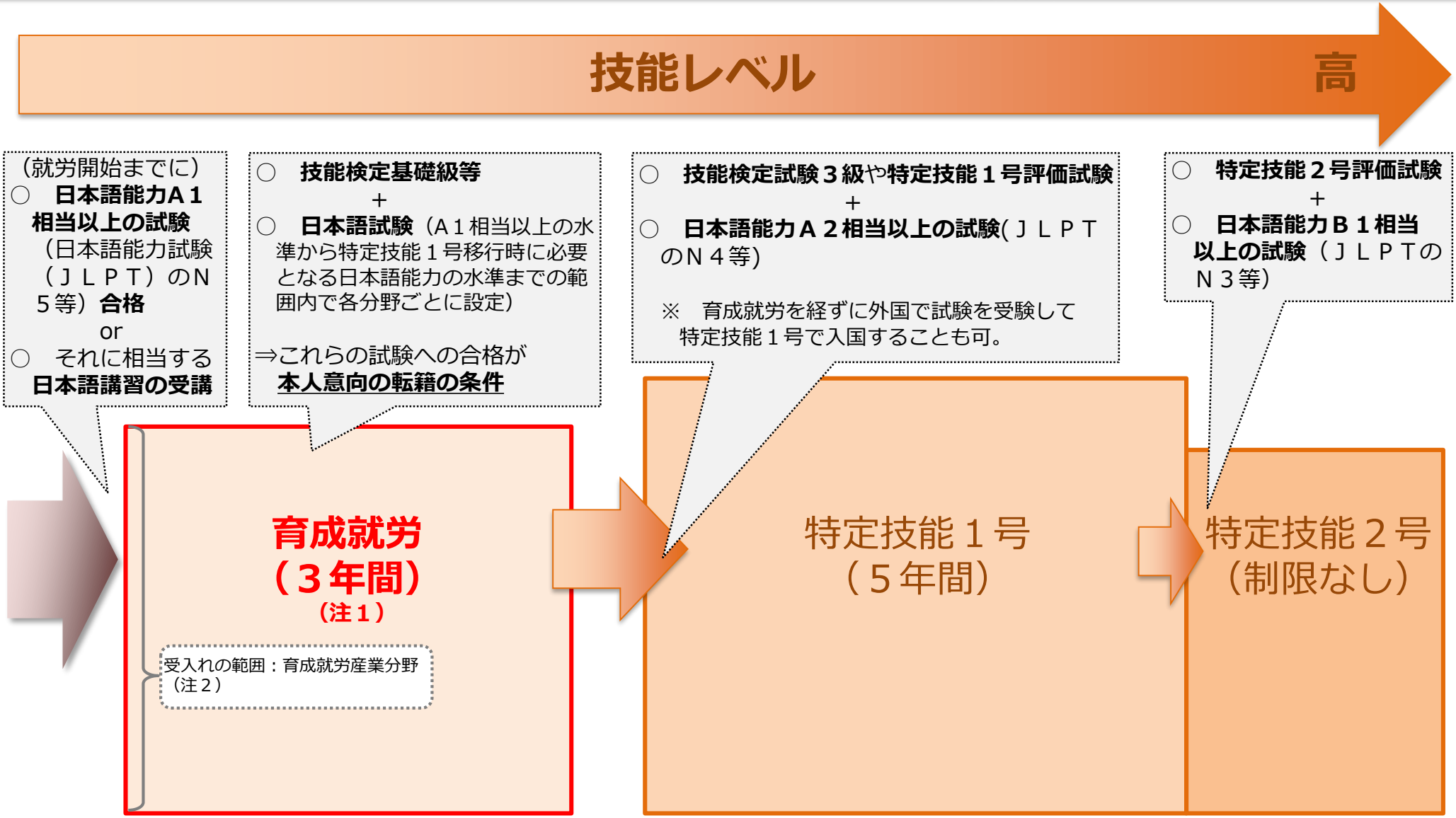

（注１）特定技能１号の試験不合格となった者には再受験のための最長１年の在留継続を認める。

（注２）育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

育成就労制度の関係機関のイメージ

送出国政府

主務省庁

・新たに二国間取決め（ＭＯＣ）作成

原則としてＭＯＣを作成した国からのみ受入れを行う

地方出入国在留管理局

・連携

外国人育成就労機構

育成就労計画の認定や計画に基づく育成就労が実施されているかの実地検査などを行う

・計画認定、実地検査、指導・助言等

送出機関

監理支援機関

育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや適正な育成就労が実施されているかどうかの監査などを行う
（単独型育成就労においては関与なし）

育成就労を行いたい外国人の募集や事前研修などを行う

育成就労を行いたい外国人からの求職の申込みの取次ぎを行う

育成就労実施者（受入れ機関）

・長期にわたって産業を支える人材として育成・雇用（人手不足分野における人材育成及び人材確保を目的）

ハローワーク

監理支援機関や機構と連携して転籍を支援

育成就労外国人

施行までのスケジュール（予定）

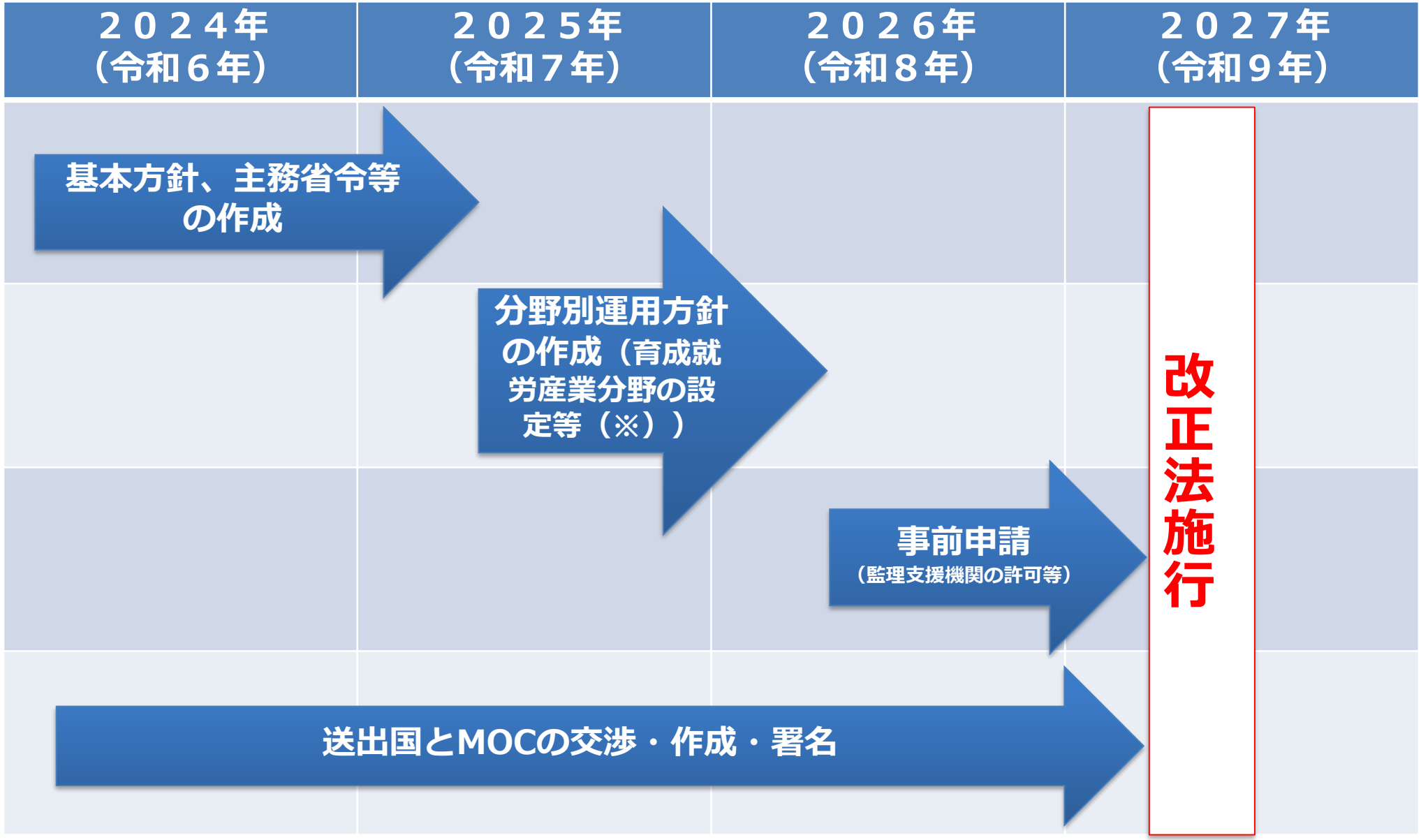

※　育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

技能実習に関する経過措置のイメージ

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行う**ことができます（注１）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用**され、**技能実習から育成就労に移行することはできません。**

（注１）施行日時点で技能実習１号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習２号への移行ができますが、施行日時点で技能実習２号で在留する方の技能実習３号への移行については、一定の範囲のものに限られます。

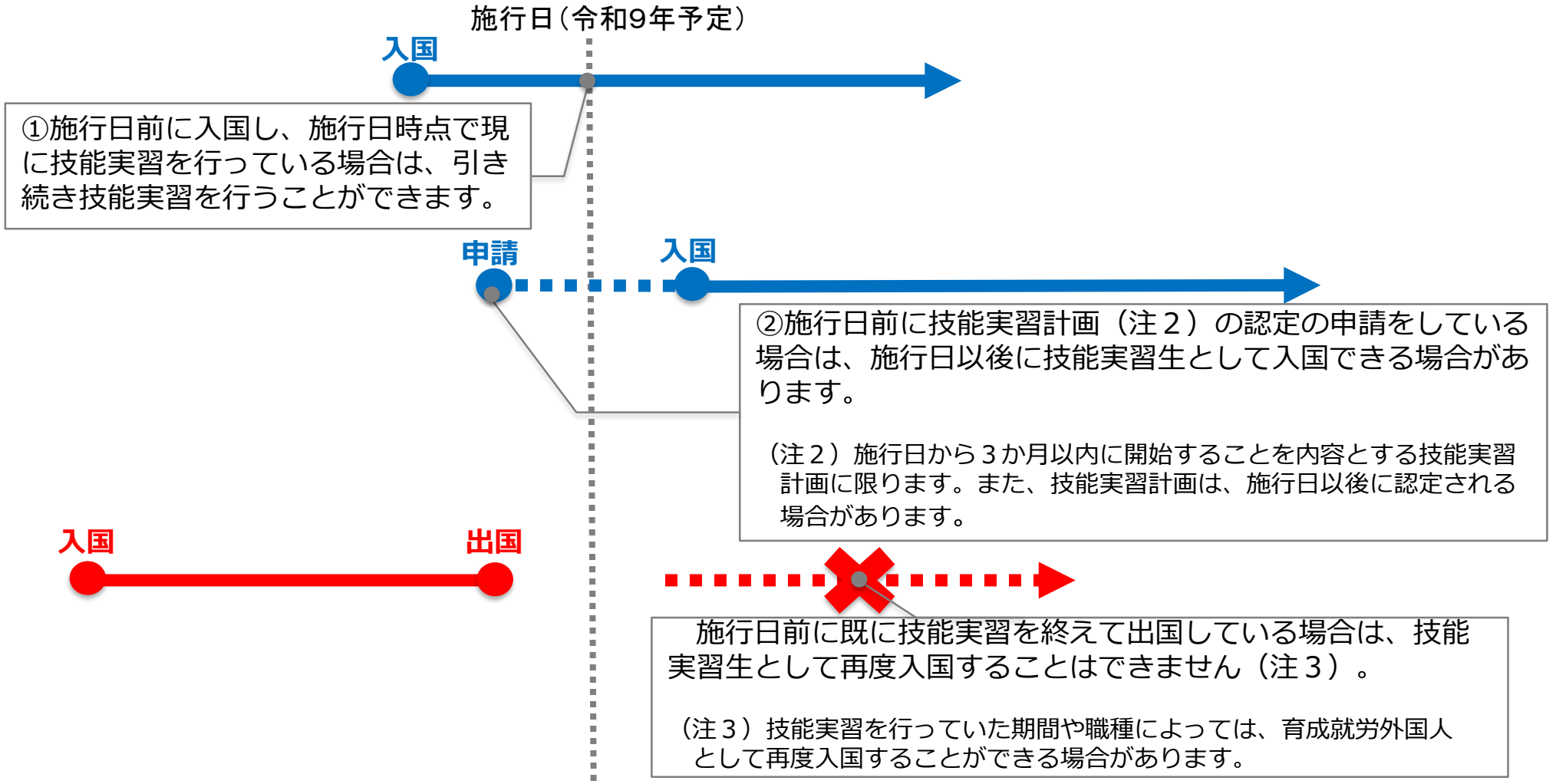

参考資料

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について６レベルで示したもの）

- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したもので、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。
- 日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度（抜粋） 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの			<参考>日本語能力試験（JLPT）	<参考>日本語基礎テスト（JFT-Basic）	<参考>就労場面での「できることリスト」【厚労省・外国人就労・定着支援事業】		<参考>英検とCEFRとの対応（英検協会HPより）
熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	―	―	―		―
自立した言語使用者	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテクストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。	（N1～N3）※	―	―		1級
	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテクストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。			―		1～準1級
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。		―	―		準1～2級
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	N4 ※	合格	顧客等とのやりとり有り 不明なことがあった場合、上司等が助けてくれれば実施可能な業務	レジ打ち等の接客、配達、介護、調理　など	2～準2級
					顧客等とのやりとり有り 限定的・定型的なやりとりで実施可能な業務	機械オペレーター顧客が少ない場所で行う商品陳列、キッチン内で行う調理業務　など	
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	（N5）※	―	顧客等とのやりとり無し 上司・同僚から簡単な指示を受けて行う単独業務	検品・袋詰め・仕分け、農作物収穫、清掃・洗濯　など	3級

各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

※日本語能力試験のN5～N1のレベルと「日本語教育の参照枠」の各レベルとは対応付け実証作業中で上記対応付けは暫定表示（2025年第1回（7月）試験より発表予定）。

資料５

JR東日本グループニュース

２０１９ 年 ２ 月 ５ 日
東日本旅客鉄道株式会社
JR 東日本テクノロジー株式会社

「JR 東日本 Technical Intern Training」を始動します！

～アジアを中心とした国際鉄道人材の育成について～

- JR 東日本グループは、グループ経営ビジョン「変革 2027」で ESG 経営の一環として「国際鉄道人材の育成」を掲げています。
- これを具現化する施策として、2019 年 4 月 1 日に「JR 東日本 Technical Intern Training」を始動します。第一弾としてベトナムから 11 名の実習生を受け入れ、車両メンテナンス業務の実習を行います。実習は、東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区、代表取締役社長：深澤 祐二）及び JR 東日本テクノロジー株式会社（東京都新宿区、代表取締役社長：佐藤 裕）が共同して大宮総合車両センター（埼玉県さいたま市）にて実施します。
- 国際的な鉄道人材の育成を通じて日本とベトナムとの友好関係を構築するとともに、今後は実習分野や受け入れ対象国を拡大しながら、アジア地域の持続的な経済発展に貢献していきます。

１．概要

（１）対象者

ベトナム鉄道から 5 名、ホーチミンの日本語学校（KAIZEN 吉田スクール）から 6 名、合計 11 名

（２）実施スキーム

団体監理型の技能実習制度を活用し、３年間の実習を計画しています。対象職種は、冷凍空気調和機器施工職種（冷房装置のメンテナンスを主たる業務とする職種）になります。実習生は当社と雇用契約を締結します。賃金、福利厚生は社員と同等とします。

【冷房装置のメンテナンスの様子】

（３）実習内容

鉄道車両の冷房装置メンテナンス業務を中心に、鉄道車両メンテナンス業務の実習を行います。

【鉄道車両のメンテナンスの様子】

（４）スケジュール

実習生は日本語及び日本文化に関する事前講習を専門機関にて受講後、5 月から実習を開始します。

２．開講式について

４月１日に鉄道博物館（埼玉県さいたま市）にて開講式を実施いたします。（予定）

（参考）

■ **ベトナム鉄道（Vietnam Railways）について**

ベトナム鉄道の歴史は、1881 年にサイゴン（Saigon）～ミトー（My Tho）間に、長さ 71km の鉄道路線が建設されたことに始まります。ハノイからホーチミン・シティを結ぶ延長 1,726km の南北線を中心に、7 幹線 3,159km の路線網を有します。当社が設立した公益財団法人東日本鉄道文化財団が実施する「JR East フェローシップ研修」には 1995 年以来、同社からの若手幹部候補生職員の派遣が続いています。

■ **今回の実施スキーム図**

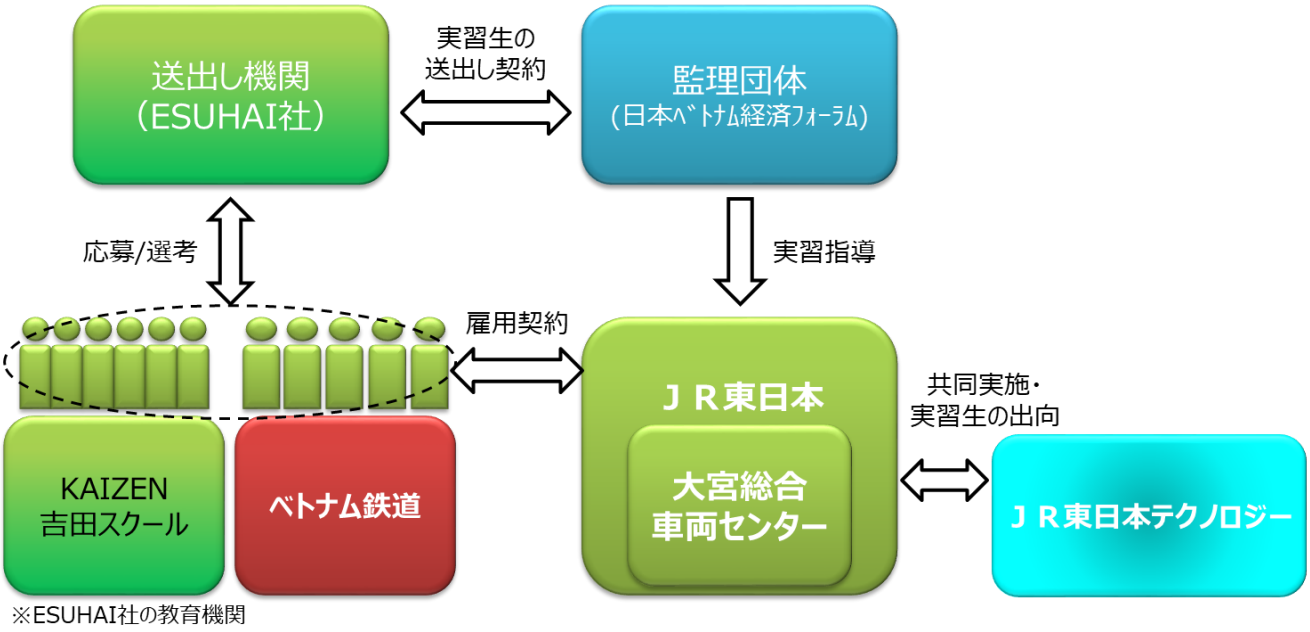

■ **ESUHAI 社について**

ESUHAI 社は 2006 年から日本企業向けに特化したベトナムの人材教育会社として活動しています。日本での実習・就労を希望するベトナムの若者に対し、自社が運営する学校である KAIZEN 吉田スクールにおいて、日本語や日本での働き方・仕事文化などを約 1 年間教育します。また、技能実習修了生の帰国後は、ベトナム国内の日系企業への就職支援や更なるスキルアップ講座の提供等も行っています。

■ **日本ベトナム経済フォーラムについて**

日本ベトナム経済フォーラムは、日本・ベトナム両国間の交流促進及び人材の育成・活用に向けて経済人及び有識者で設立された非営利の一般社団法人です。2018 年 7 月に技能実習制度の監理団体としての許可を受けました。なお、当社の本施策が、同団体での監理団体業務の第 1 号案件となります。

■ 過去の当社における研修受入実績

JR 東日本は、国際協力機構（JICA）が実施する、各国鉄道事業者からの研修受入れを行っています。インド鉄道省職員やインド高速鉄道公社職員の本邦研修においては、当社の鉄道関連施設の視察や各種講義を行うことにより、新幹線を中心とした鉄道事業の技術的な支援を実施しています。

また、埼京線や南武線等で使用してきた 205 系の車両譲渡を契機として、インドネシア通勤鉄道会社（PT Kereta Commuter Indonesia）の社員を対象に、車両メンテナンスやサービス・ホスピタリティ等、様々な分野での技術支援等も実施しています。

【インドネシア通勤鉄道会社への本邦研修の様子】

■ 「JR East フェローシップ研修」について

公益財団法人東日本鉄道文化財団では、アジア諸国の鉄道の若手幹部候補生を対象に 1993 年度から研修を実施しています。「人間性豊かな鉄道文化と交通文化の醸成に寄与するために、鉄道を通じた国際理解及び国際交流を推進する」という財団理念に基づき、海外鉄道の人材を育成し、国境を越えた深い友好関係を築くことを目的としています。

日本文化に触れる機会や JR 東日本社員とのレクリエーション交流なども取り入れ、単なる技術習得にとどまらず、広く日本と日本文化を理解してもらうことを目指しています。

2018 年度は 7 ヵ国 11 名の鉄道職員が 2018 年 9 月 13 日～11 月 18 日まで約 2 か月の研修に参加しました。

【秋田総合車両センターにおける研修の様子】

【1993 年度～2018 年度研修生受入累計実績】

タイ国鉄	1993 年度～	44 名（1 名）
ベトナム鉄道	1995 年度～	45 名（1 名）
マレーシア鉄道	1995 年度～	39 名（3 名）
モンゴル・ウランバートル鉄道	1997 年度～	34 名（2 名）
インドネシア鉄道	2001 年度～	34 名（2 名）
ミャンマー国鉄	2014 年度～	7 名（1 名）
フィリピン国鉄	2016 年度～	4 名（1 名）
合計		207 名（11 名）

カッコ内は 2018 年度実績

2022 年 12 月 12 日
東日本旅客鉄道株式会社
株 式 会 社 日 総 建

「JR 東日本 Technical Intern Training」実習分野を拡大します！
～保線分野（鉄道線路のメンテナンス）での技能実習を開始～

- JR 東日本グループは、ESG 経営の一環として国際鉄道人材の育成に取り組んでいます。2019 年 4 月に「JR 東日本 Technical Intern Training」を開講し、ベトナムから実習生を受け入れ、車両メンテナンス分野の実習を行っております。
- 今回、東日本旅客鉄道株式会社（東京都渋谷区、代表取締役社長：深澤 祐二）および株式会社日総建（埼玉県春日部市、代表取締役：山元 伸介）は、ベトナムから 3 名の実習生を受け入れ、新たに保線分野での実習を開始します。鉄道会社と軌道会社が共同で保線分野の実習を実施するのは、当社及び日総建が初の取り組みとなり、鉄道線路メンテナンス業務の一連の流れを習得できます。
- 今後も実習分野や受け入れ対象国を拡大しながら、国際鉄道人材育成に取り組み、アジア地域における鉄道インフラの高度化に貢献していきます。

1．新規開講分野

（1）対象者

ベトナム鉄道から２名、KAIZEN 吉田スクール（※）から１名の合計３名
※ベトナムの人材教育会社である ESUHAI 社が運営する、ベトナム・ホーチミンの日本語学校

（2）実施スキーム

団体監理型の技能実習制度を活用し、３年間の実習を行います。職種は、鉄道施設保守整備職種（軌道保守整備作業）です。実習生は当社と雇用契約を締結し、賃金、福利厚生は社員と同等とします。

【軌道保守業務：手作業による軌道整備】

（3）実習内容

鉄道の線路メンテナンス業務の実習を行います。
（常磐線の軌道保守業務全般および TC 型省力化軌道敷設工事を中心に、鉄道線路のメンテナンス業務の実習を行います。）

（4）実習箇所

金町保線技術センターおよび株式会社日総建に所属し、金町保線技術センターが管轄するエリアで実習を行います。

【省力化軌道敷設工事：道床撤去】

（5）スケジュール

実習生は 2022 年 12 月末に来日し、日本語及び日本文化に関する事前講習を専門機関にて受講後、2023 年 2 月に当社に入社します。

2．これまでの実施状況

団体監理型の技能実習制度（職種：冷凍空気調和機器施工）を活用し、ベトナムから実習生を受け入れています。冷房装置のメンテナンス業務を中心に、鉄道車両メンテナンスの実習を行っています。

1 期生は全課程を終え、実習で学んだことを活かし、母国で活躍しています。現在は 2 期生・3 期生が、冷房装置メンテナンス・鉄道車両メンテナンスの基礎的な技術を習得中です。

	1 期生	2 期生	3 期生
職種	冷凍空気調和機器施工職種		
期間	2019年 4 月 ～2022年 3 月	2022年 6 月 ～2025年 5 月	2022年 7 月 ～2025年 6 月
実施箇所	大宮総合車両センター JR東日本テクノロジー㈱大宮支店	郡山総合車両センター JR東日本テクノロジー㈱郡山支店	大宮総合車両センター JR東日本テクノロジー㈱大宮支店
対象者	ベトナム鉄道： 5 名 KAIZEN吉田スクール：6名	ベトナム鉄道：1名 KAIZEN吉田スクール：1名	ベトナム鉄道：2名 KAIZEN吉田スクール：4名

【配線実習の様子（2 期生）】

【配管加工実習の様子（3 期生）】

（参考）

■ **株式会社日総建**

株式会社日総建は、鉄道線路の工事を専門とし、常磐線・中央線の TC 型省力化軌道敷設工事・修繕工事・改良工事を行っています。これらの工事は、JR 東日本グループで鉄道線路の工事を担当するユニオン建設株式会社より請け負って工事を行っています。新しい鉄道線路工事の実現に向け、道床掘削機や軌陸バックホウの活用など機械化施工を積極的に導入することで、よりよい線路づくりの在り方を追求しています。

■ **TC 型省力化軌道**

軌道メンテナンスの作業量低減を目的に、JR 東日本が開発した軌道です。通常のバラスト軌道と比べ、まくらぎを大型化して列車荷重の分散を図るとともに、まくらぎ下のバラストをセメント系てん充材で固定化する構造となっています。1998 年から敷設され、山手線をはじめとした首都圏の線区で導入されています。

【省力化軌道敷設後の様子】

■ **今回の実施スキーム図**

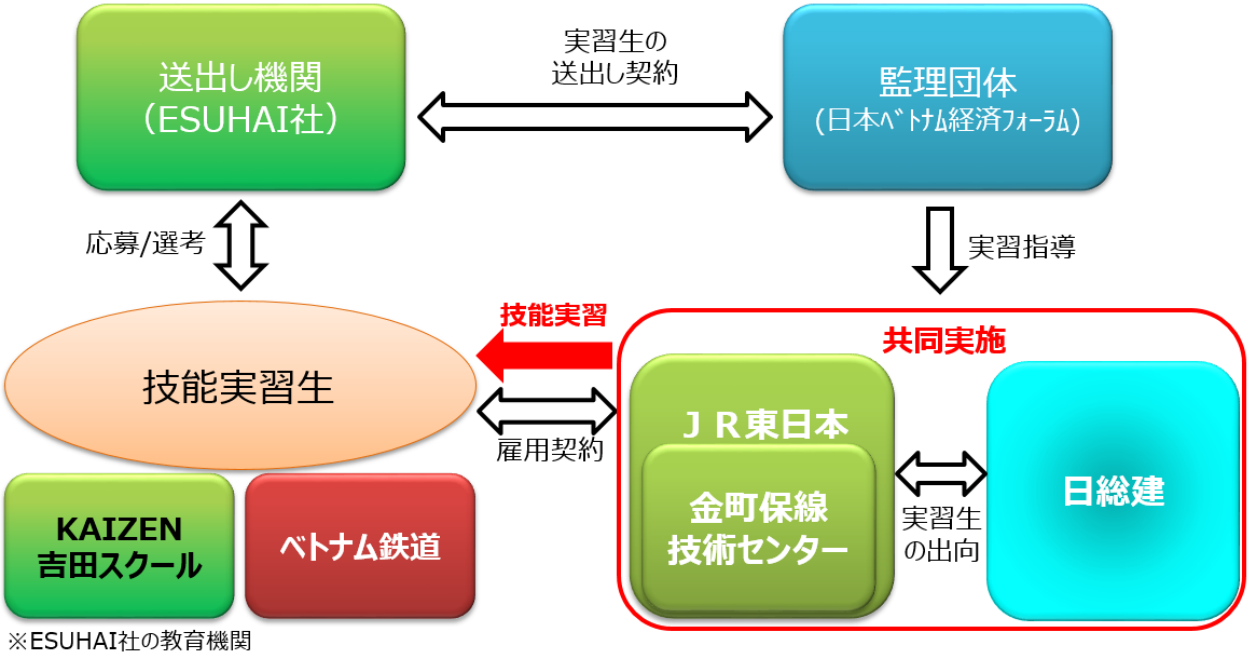

※ESUHAI社の教育機関

JR東日本ニュース

JR EAST TECHNICAL INTERN TRAINING

2024 年 2 月 6 日
東日本旅客鉄道株式会社

外国人技能実習生　タイから鉄道車両整備職種で初の受入れ

～「JR 東日本 Technical Intern Training」の拡大～

- 2024 年 4 月 1 日より、JR 東日本で初めてとなるタイからの技能実習生を受け入れます。タイ国鉄の子会社および一般公募による 6 名(うち女性 1 名)が鉄道車両整備職種にて実習を行います。鉄道車両整備職種は 2022 年 4 月に技能実習移行対象職種に追加されたものです。
- 今後も本施策の継続はもとより、さまざまな国からの受入れや実習分野および実施箇所の拡大を進め、アジア地域の経済発展に人材育成の面から貢献するとともに、多様な人材が活躍できる環境を整えていきます。
- 政府が進める外国人材の在留資格である特定技能に鉄道分野が追加された際には、本施策「JR 東日本 Technical Intern Training」を特定技能に先行する初期トレーニングと位置づけ、より長期の人材育成プランを構築していきます。

台車の組立作業

台車枠の組立作業

輪軸の検査作業

1．対象者

タイ国鉄※1の子会社であるSRTET※2から２名、タイ国内送出し機関であるJYT Projects Recruitmentでの一般公募から４名の合計 6 名です。

※1　タイ国鉄：SRT(The State Railway of Thailand)

※2　SRTET：SRT Electrified Train Company

2．実習実施箇所

大宮総合車両センター

3．実施スキーム・実習内容

団体監理型の技能実習制度を活用し、３年間の実習を計画しています。対象職種は「鉄道車両整備職種(走行装置検修・解ぎ装作業)」です。台車・輪軸など走行装置のメンテナンス業務の OJT を通して、分解・検査・修繕・組立の技能習得を目指します。

4．スケジュール

2024 年 2 月末に来日して外部機関にて事前研修を受けた後、4 月 1 日に JR 東日本に入社します。

５．「JR 東日本 Technical Intern Training」の実施状況と今後の人材育成プラン

これまで冷凍空気調和機器施工職種あるいは鉄道施設保守整備職種にて、ベトナムから累計22名の実習生を受け入れています。修了済みの実習生11名は2021年度に実習を修了し、ベトナムに帰国後は鉄道他各企業で活躍しています。現在実習中の実習生11名は2025年度に修了予定です。

	1 期生(11 名)	2 期生(2 名)	3 期生(6 名)	4 期生(3 名)
職種	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	鉄道施設保守整備
期間	修了、帰国済み	2022.5.13 入国～3 年間	2022.6.26 入国～3 年間	2022.12.26 入国～3 年間
実施箇所	大宮総合車両センターおよび JR 東日本テクノロジー(株) 大宮支店	郡山総合車両センターおよび JR 東日本テクノロジー(株) 郡山支店	大宮総合車両センターおよび JR 東日本テクノロジー(株) 大宮支店	金町保線技術センターおよび (株)日総建

「JR 東日本 Technical Intern Training」を特定技能に先行する初期トレーニングと位置づけ、5S 活動や安全教育、基礎技術教育を含めた日本的な仕事の仕方や日本の鉄道技術を実習生にしっかりと伝え、さらに充実した内容にします。本施策を修了した方のうち、本人意向と会社意向が合致した場合に特定技能の在留資格に移行して就労を継続することを可能とするべく、実習生の長期のキャリアプランに伴走していきます。

1～3 年目：JR 東日本 Technical Intern Training（在留資格は技能実習） ⇒ 4 年目以降：より長期の人材育成（在留資格は特定技能）

（参考 1）

◆SRTET (SRT Electrified Train Company)

SRTET は、SRT の子会社であり、2021 年 11 月に開業したバンコクの都市鉄道レッドラインを運営しています。

◆送出し機関 JYT Projects Recruitment

送出し機関として、日本へ派遣する人材の募集や選考、来日前の教育や在留資格の取得に関する書類作成などを事業内容にしています。日本語学校「Pattana Asksorn Language School」を併設し、来日前の約 6 か月間(JR 東日本独自)の日本語学習を実施しています。会社名の JYT には Japan と Thailand を繋ぐという意味が込められています。

◆監理団体 公益財団法人 国際労務管理財団(IPM)

外国人技能実習生受入事業を行う監理団体および、特定技能外国人受入事業を行う登録支援機関としての業務などを事業内容にしています。1993 年の設立以来、これまでの外国人受入累計総数は 1 万人を突破し、タイを含む 10 か国(ベトナム、インドネシア、中国、カンボジア、ミャンマー、モンゴルなど)からの受入れ実績があります。

◆実施スキーム図

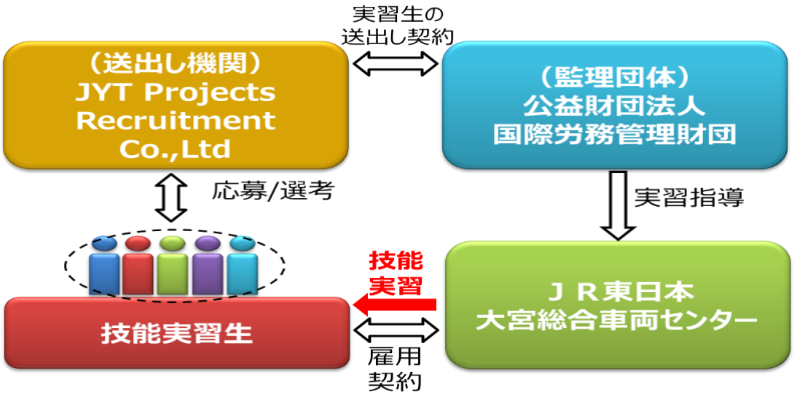

(参考 2)「JR East フェローシップ研修」について

公益財団法人東日本鉄道文化財団では、アジア諸国の鉄道業に従事する若手幹部候補生を対象に 1993 年度から「JR East フェローシップ研修」を実施しています。「人間性豊かな鉄道文化と交通文化の醸成に寄与する」という財団設立の目的に基づき、鉄道を通じて海外の人材を育成し、国境を越えた深い友好関係を築くことを進めています。修了者はこれまでに 233 名にのぼります。

カリキュラムは講義、JR 東日本および他機関の施設・設備の視察、コース別研修の約 2 か月間で構成されます。また鉄道に関する知識・技術を学ぶことにとどまらず、日本文化を体験する機会も設けています。

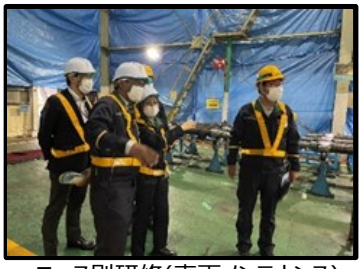
コース別研修(車両メンテナンス)

タイ国鉄	1993年度～	49名
マレーシア鉄道	1995年度～	44名
ベトナム鉄道	1995年度～	48名
ウランバートル鉄道	1997年度～	38名
インドネシア鉄道	2001年度～	40名
ミャンマー国鉄	2014年度～	8名
フィリピン国鉄	2016年度～	6名
計		233名

(参考 3)JR 東日本が行う海外鉄道事業者向けの有償研修

JR 東日本は、海外事業者向けに有償研修も行っています。以下は直近の有償研修です。

国名	時期(直近)	事業者	内容
タイ	2022 年 8 月	JTT※3	車両メンテナンスなど
インドネシア	2023 年 7 月～12 月	PT.KAI※4 および PT.KCI※5	地上設備、安全、サービスなど
ベトナム	2023 年 9 月	ホーチミン市都市鉄道 1 号線運営会社	乗務員など

※3 Japan Transportation Technology(Thailand)Co.,Ltd.、タイの首都バンコクのパープルラインのメンテナンス会社

※4 PT Kereta Api Indonesia(インドネシア鉄道会社)

※5 PT Kereta Commuter Indonesia(インドネシア通勤鉄道会社)

JR東日本ニュース

2024 年 6 月 27 日
東日本旅客鉄道株式会社

JR 東日本の技能実習生にインドネシア、ベトナムから新たな仲間が加わります

～JR 東日本 Technical Intern Training 3 カ国に拡大～

- 2024 年 9 月 1 日に、ベトナム、タイに続いて当社で初めてとなるインドネシアからの技能実習生が 6 名入社します。今回は東京総合車両センターにおいて鉄道車両整備職種（走行装置検修・解ぎ装作業）による実習を 3 年間行います。
- 10 月 1 日からは郡山総合車両センターでベトナム技能実習生 4 名が入社し、鉄道車両整備職種（走行装置検修・解ぎ装作業）による実習を 3 年間行います。
- 今後メンテナンス分野において JR 東日本 Technical Intern Training 修了生を含む特定技能人材の受け入れに向けた準備を進めます。新たに電気分野への展開も検討していきます。

※JR 東日本 Technical Intern Training について：https://www.jreast.co.jp/press/2023/20240206_ho01.pdf

【台車検修作業】

【輪軸検修作業】

【主電動機整備作業】

1．インドネシアからの技能実習生

⑴ 対象者

インドネシア国鉄 PT.KAI から 2 名、インドネシア国営鉄道車両メーカーPT.INKA から 1 名、インドネシアの送出し機関である PT.MINORI からの一般公募 3 名の合計 6 名を受け入れます。

※インドネシア国鉄 PT.KAI：PT. Kereta Api Indonesia

※インドネシア国営鉄道車両メーカーPT.INKA：PT. Industri Kereta Api

⑵ 実習箇所

東京総合車両センター（※技能実習生の受け入れは初）

⑶ 対象職種

対象職種は「鉄道車両整備職種（走行装置検修・解ぎ装作業）」です。台車・輪軸など走行装置における分解・組立の基礎知識や検査修繕、車体への取り付け等の作業を 3 年間学びます。

⑷ スケジュール

2024 年 7 月末に来日し、外部機関にて事前研修を受けた後、9 月 1 日に入社します。

２．ベトナムからの技能実習生

⑴ 対象者

ベトナムの送出し機関である ESUHAI 社から一般公募４名の実習生を受け入れます。2022 年の冷凍空気調和機器施工職種で受け入れたベトナム技能実習生に続く２期目の受け入れとなります。

⑵ 実習箇所

郡山総合車両センター

⑶ 対象職種

対象職種は「鉄道車両整備職種（走行装置検修・解ぎ装作業）」です。

⑷ スケジュール

2024 年８月末に来日し、外部機関にて事前研修を受けた後、10 月１日に入社します。

３．今後の展望

「JR 東日本 Technical Intern Training」を特定技能に先行する初期トレーニングとして位置づけ、軌道整備、電気設備整備、車両整備の分野において特定技能人材の受け入れに向けた準備を進めます。技能実習制度に位置づけがない電気分野においては特定技能制度を活用するスキームも検討します。

（参考）

◆PT.KAI(PT. Kereta Api Indonesia)

PT.KAI はインドネシア全土における都市間の中長距離列車、貨物列車の運行を担っている国有鉄道オペレーター企業です。2013 年に教育や車両および車両パーツ調達に関して、当社は PT.KAI およびそのグループ会社であるインドネシア通勤鉄道会社（PT.KCI）と協力覚書を締結、2023 年にはこれまで取り組んできた内容に加えて、人材交流、鉄道の安全・安定輸送、公共交通指向型開発に関して協力覚書を締結しています。

◆PT.INKA（PT. Industri Kereta Api)

PT.INKA は 1981 年に設立されたインドネシア東ジャワのマディウンを拠点とする国営の鉄道車両メーカーです。近年ではジャカルタ、スカルノハッタ国際空港のアクセス用特急電車や、高速鉄道「Whoosh」とバンドン市内を結ぶフィーダー列車用の車両も製造しています。

◆インドネシア送出し機関　PT.MINORI

送出し機関として、日本へ派遣する人材の募集や選考、来日前の教育や在留資格の取得に関する書類作成などを事業内容とし、これまで日本に送出した実習生の人数は 10,000 人を超えています。運営する日本語学校「LPK MINORI」において、来日前約６か月間の日本語学習を実施しています。

◆郡山総合車両センターで実習中のベトナムからの技能実習生

2022 年から郡山総合車両センターで実習している実習生 2 名の作業の様子。実習も２年経過しました。
冷凍空気調和機器施工職種にて冷房装置のメンテナンス業務を中心に、鉄道車両メンテナンスの実習を行っています。

（案）　　運用要領別冊

参考1

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-鉄道分野の基準について-

令和６年●月
法務省・国土交通省編

（制定履歴）
令和６年●月●日公表

○　法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号。以下「法」という。）第２条の４第１項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成３０年１２月２５日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、鉄道分野についても「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和６年３月２９日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和６年４月１９日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。

○　また、法第２条の５の規定に基づく、特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成３１年法務省令第５号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、鉄道分野についても、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和６年国土交通省告示第●号。以下「告示」という。）において、鉄道分野固有の基準が定められています。

○　本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第１　特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第１の２「特定技能」の下欄に掲げる活動

一　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第２条の５第１項から第４項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動

二　法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第１条第１項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第２条の５第１項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

一　出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成３１年法務省令第６号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

５　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（１）１号特定技能外国人が従事する業務

１号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記３（１）に定める試験区分に対応し、別表ｃ．業務区分（５（１）関係）の欄に掲げる業務とする。

分野別運用要領（抜粋）

第３　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

１．１号特定技能外国人が従事する業務

鉄道分野において受け入れる１号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針３（１）に定める試験区分及び運用方針５（１）に定める業務区分に従い、上記第１の１（１）のいずれかの試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。

【主たる業務】

○　鉄道分野において受け入れる１号特定技能外国人は、特定技能基準省令第１条第１項に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。

○　本要領別表に記載された業務の考え方は以下のとおりです。

・軌道整備の業務区分については、軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等が対象となります。

・電気設備整備の業務区分については、電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等が対象となります。

・車両整備の業務区分については、列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等が対象となります。

・車両製造の業務区分については、素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等が対象となります。

・運輸係員の業務区分については、ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等が対象となります。

・なお、業務の遂行に際しては、鉄道営業法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。

【関連業務】

○　分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。

○　なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。

（注）専ら関連業務に従事することは認められません。

・事務作業

・作業場所の整理整頓や清掃

【相談窓口】

○　特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省鉄道局にお問い合わせください。問合せ先については、国土交通省鉄道局のホームページを御覧ください。

（URL：https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html）

【確認対象の書類】

○　鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１６－１号）（特定技能所属機関）

第２　特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能１号）

　申請人に係る特定技能雇用契約が法第２条の５第１項及び第２項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第３項及び第４項の規定に適合すること並びに申請人に係る１号特定技能外国人支援計画が同条第６項及び第７項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一　申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成２８年法律第８９号）第２条第２項第２号に規定する第２号企業単独型技能実習又は同条第４項第２号に規定する第２号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ　従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ　本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ　（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

３　特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

　鉄道分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。

　また、特定技能１号の在留資格については、鉄道分野に関する第２号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力基準を満たしているものとして取り扱う。

（１）技能水準（試験区分）

別表ａ．試験区分（３（１）関係）の欄に掲げる試験

（２）日本語能力水準

別表ｂ．試験区分（３（２）関係）の欄に掲げる試験

分野別運用要領（抜粋）

第３　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

２．技能実習２号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

（１）鉄道分野において受け入れる１号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能

力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習２号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第２号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、１号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）の試験を免除する。

（２）職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、運用方針別表ｃ．業務区分（５（１）関係）項番１から４の欄に掲げる業務区分において、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。

○　１号特定技能外国人として鉄道分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。

○　また、１号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。

○　本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習２号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（Ｎ４以上）のいずれの試験も免除されます（ただし、日本語能力試験（Ｎ３以上）の合格が求められる運輸係員の業務区分は除く。）。

○　なお、鉄道分野においては、特定技能２号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

○　試験合格者の場合

・本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げる鉄道分野特定技能１号評価試験又は技能検定３級の合格証明書の写し

・日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し（運輸係員の業務区分を除く）

日本語能力試験（Ｎ４以上（運輸係員の業務区分についてはＮ３以上））の合格証明書の写し

＊ただし、修了した技能実習２号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習２号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（Ｎ

４以上）のいずれの試験も免除されます（ただし、日本語能力試験（Ｎ３以上）の合格が求められる運輸係員の業務区分は除く。）。

○　本要領別表に記載された職種・作業の技能実習２号修了者の場合

・技能実習２号修了時の技能検定等に合格している場合

本要領別表の「試験免除等となる技能実習２号」欄に掲げる職種・作業に係る技能検定３級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し

・技能実習２号修了時の技能検定等に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第１－２号）

＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第４章第１節（３）技能水準に関するもの」を御参照ください。

【留意事項】

○　技能実習２号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習２号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習２号修了時の技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書等の提出が必要です。

○　技能検定３級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第２条

法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

２　（略）

告示第２条

鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第２条第１項第１３号及び第２項第７号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）による鉄道事業者、軌道法（大正１０年法律第７６号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。

二　国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五　登録支援機関に適合１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前３号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

○　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、鉄道分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第２条第１項第１３号に基づき告示をもって定めたものです。

○　鉄道分野の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、国土交通省鉄道局のホームページに示す鉄軌道事業者一覧に示す者、若しくは「第１　特定技能外国人が従事する業務」の【主たる業務】に示す各業務区分の対象となる業務を行う者でなければなりません。

（URL：https://www.mlit.go.jp/statistics/details/content/001740685.pdf）

○　鉄道分野の１号特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国

人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する鉄道分野特定技能協議会（以下「協議会」とする。）の構成員にならなければなりません。

○　構成員は、協議会が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行わなければなりません。

○　また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

○　特定技能所属機関が適合１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。

○　なお、協議会に関する問合せ先については、国土交通省鉄道局のホームページを御覧ください。

（URL：https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html）

【確認対象の書類】

○　鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１６－１号）（特定技能所属機関）

○　鉄道分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の写し（特定技能所属機関）

○　鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１６－２号）（登録支援機関）

○　鉄道分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の写し（登録支援機関）

第４　適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第２条（略）

２　法第２条の５第３項の法務省令で定める基準のうち適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第２条

鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第２条第１項第１３号及び第２項第７号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）による鉄道事業者、軌道法（大正１０年法律第７６号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。

二　国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五　登録支援機関に適合１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前３号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

○　適合１号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、鉄道分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第２条第２項第７号に基づき告示をもって定めたものです。

○　基準の内容については、「第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

○　「第３　特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第５　上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能１号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第２条の５第１項及び第２項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第３項及び第４項の規定に適合すること並びに申請人に係る１号特定技能外国人支援計画が同条第６項及び第７項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六　前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第１条

鉄道分野（軌道分野を含む。以下同じ。）に係る出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動の項の下欄第６号及び法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第２号に掲げる活動の項の下欄第７号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第１号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

○　在留資格「特定技能１号」に係る上陸基準として、鉄道分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第６号に基づき告示をもって定めたものです。

○　１号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、１号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。

○　１号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後５年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

○　鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第１６－１号（特定技能所属機関））

（案）

別表（鉄道）

共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 軌道整備（軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）	鉄道分野特定技能1号評価試験 （軌道整備）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	鉄道施設保守整備	軌道保守整備	
【特定技能1号】 電気設備整備（電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）	鉄道分野特定技能1号評価試験 （電気設備整備）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）			
【特定技能1号】 車両整備（鉄道車両の整備業務等）	鉄道分野特定技能1号評価試験 （車両整備）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	
				空気装置検修・解ぎ装	
【特定技能1号】 車両製造（鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等）	鉄道分野特定技能1号評価試験 （車両製造） 技能検定3級（機械加工） 技能検定3級（仕上げ） 技能検定3級（電子機器組立て） 技能検定3級（電気機器組立て） 技能検定3級（塗装）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	機械加工	普通旋盤	
				フライス盤	
				数値制御旋盤	
				マシニングセンタ	
			金属プレス加工	金属プレス	
			鉄工	構造物鉄工	
			仕上げ	治工具仕上げ	
				金型仕上げ	
				機械組立仕上げ	
			電子機器組立て	電子機器組立て	
			電気機器組立て	回転電機組立て	
				変圧器組立て	
				配電盤・制御盤組立て	
				開閉制御器具組立て	
				回転電機巻線製作	
			塗装	金属塗装	
				噴霧塗装	
			溶接	手溶接	
				半自動溶接	
【特定技能1号】 運輸係員（駅係員、車掌 、運転士等）	鉄道分野特定技能1号評価試験 （運輸係員）	日本語能力試験（N3以上）			

（注）修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

（案）

分野参考様式第１６－１号（特定技能所属機関）

鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官　殿

特定技能所属機関
　　氏名又は名称
　　住　　所
特定技能外国人
　　氏　　名
　　性　　別
　　国籍・地域
　　生年月日

記

鉄道分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

１．１号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、軌道整備、電気設備整備、車両整備、車両製造又は運輸係員のいずれかであること。

２．特定技能雇用契約において１号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

３．国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。

４．鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）による鉄道事業者、軌道法（大正１０年法律第７６号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。

５．協議会に対し、必要な協力を行うこと。

６．国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

７．登録支援機関に適合１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

(1) 協議会の構成員であること。

(2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。

(3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日　　年　　月　　日

作成責任者

（案）

分野参考様式第１６－２号（登録支援機関）

鉄道分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官　殿

登録支援機関
　　氏名又は名称
　　住　　所
特定技能所属機関
　　氏名又は名称
　　住　　所
特定技能外国人
　　氏　　名
　　性　　別
　　国籍・地域
　　生年月日

記

鉄道分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る１号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】
１．国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
２．協議会に対し、必要な協力を行うこと。
３．国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日　　年　　月　　日

作成責任者

参考２

（案）

○国土交通省告示第　　号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件を次のように定める。

令和六年　　月　　日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件

（上陸のための条件）

第一条　鉄道分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定

（案）

める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第二条　鉄道分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。

二　国土交通省が設置する鉄道分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。

三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

（案）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。